

インドネシア 税務ポケットブック 2018年



おことわり

この税務ポケットブックに含まれる情報は、2017 年 12 月 31 日現在のインドネシア税法及び実務に基づき記載されたものです。本資料は、インドネシア税務の一般的内容をご紹介します目的で作成されたものです。日本語版は PwC インドネシア・ジャパンデスクが作成したものであり、日本語訳文は英語版を基にした翻訳で、参考資料としてご提供するものです。翻訳には正確を期しておりますが、英語版と解釈の相違がある場合は、英語版に依拠してください。

本資料に含まれる情報は、PwC のパートナー及びスタッフ、並びに選ばれた顧客による使用のみを目的に作成されています。この情報の作成に当たっては細心の注意を払っておりますが、掲載情報の正確性を保証するものではありません。また、記載内容や意見、または誤謬や省略について、当事務所は一切の責任を負いません。

実務において、個別の問題が発生した場合には、法律・規則を参照し、税務及びその他専門家の助言をお求めになられることをお勧めいたします。

目 次

法人税

税率、居住法人、納税方法.....	1
事業利益、被支配外国法人、減価償却と償却、タックス・アムネ스티、資産移転.....	2-3
固定資産の再評価、損金不算入の支出、負債資本比率、欠損金、利益の分配.....	4-5
みなし利益、特定の事業活動、移転価格税制.....	6-7

個人所得税

通常税率、優遇税率、所得控除.....	8
税務上の居住者、税務登録と確定申告、納税方法.....	9
現物支給 (Benefits-in-Kind: BIK)、社会保障制度.....	10

源泉徴収税

所得税法第 21 条、22 条、4 条 2 項、23 条及び 26 条.....	11-14
--	-------

国際税務協定.....	15-19
二重課税防止協定 (租税条約)、税務情報交換協定、租税に関する相互行政支援、多国間条約、 米国 FATCA (外国口座税務コンプライアンス法)	

付加価値税

概要、インプット・アウトプット制度、インプット (仮受) の相殺.....	20-22
付加価値税の還付、付加価値税の免除措置、付加価値税の不徴収措置.....	23-24

高級品売上税

自動車以外の課税物品、自動車.....	25-26
---------------------	-------

関税及び物品税

輸入税、輸出税、物品税.....	27-28
------------------	-------

税務優遇措置

所得税優遇措置、高級品売上税優遇、外国借款政府プロジェクト、KAPET、保税地区、保税倉庫、 マスターリスト、KITE.....	29-34
---	-------

土地・建物 (不動産) 税.....	35-36
土地・建物税、土地・建物の権利に係る譲渡税・取得税	

印紙税.....	37
納税及び納税申告.....	38-39
月次申告義務と年次申告義務	

会計帳簿.....	40
-----------	----

税務調査及び税務査定書.....	41-44
差押令状及び税金追徴.....	45

税務紛争及びその解決

異議申立、控訴.....	46
税務論争解決のためのその他の方法、最高裁判所への司法審査申請.....	47

連絡先.....	48-50
----------	-------

法人税

税率

インドネシア居住法人に対する税率: 原則 25% の一律課税が適用される。

上場会社で最低 40% の株式を公開し、且つその他の条件を満たす場合は、標準税率から 5% 低い税率が付与され、これが適用される場合の実効税率は、20% となる (30 ページを参照)。小規模企業、即ち、年間売上が 500 億ルピア以下の法人納税者は、48 億ルピアまでの総売上の中の課税所得に対して、比例的に標準税率の 50% の割引が与えられる。総売上高が 48 億ルピア以下の特定の企業には売上の 1% の最終課税 (源泉分離課税) が適用される。

居住法人

インドネシアで設立されたか、住所 (管理の場所) をもつ法人は、税務上の居住者として扱われる。インドネシアで恒久的施設 (PE、Permanent Establishment) を通じて事業活動をしている外国法人は、一般に居住納税者として同様の納税義務を負う。

納税方法

税務上の居住者と外国法人の PE は、自己申告による直接納税、または第三者による源泉徴収税納付、もしくはその両方の組み合わせにて、法人税を納付しなければならない。インドネシアに PE を持っていない外国法人は、インドネシアを源泉とした所得に関して、当該所得を支払うインドネシア側が所得から源泉する方法をとって税金債務を払う義務がある。

税務上の居住者とインドネシア PE は、最初に、当期の法人税債務の前払として月次分割納税 (第 25 条所得税) を行わなければならない。月次分割納税の金額は、通常、直近の法人税申告書に基づいて計算される。但し、新設法人、ファイナンス・リース会社、銀行と国営・公営公社、上場会社と定期報告が要求されるその他の納税者には特別計算による月次分割納税額が適用される。

特定の収益に関して第三者によって源泉徴収された税金 (第 23 条所得税) または、特定の取引の前に支払われる法人税 (例えば、輸入に係わる第 22 条所得税) も、収益を享受する側もしくは輸入業者の当期の法人税債務の前払となる。(第 23 条所得税が課せられる収益項目は、13 ページを参照、また第 22 条所得税が掛かる取引は、11~12 ページを参照)

課税年度中に前払した税金 (第 22 条、第 23 条と第 25 条所得税) と海外で支払った税金 (第 24 条所得税) の合計額が、その法人税債務総額よりも少ない場合、会社は法人税申告の提出前にその差額を支払わなければならない。この支払が第 29 条所得税となる。

税務上の居住者とインドネシア PE によって得られた特定の収益の中には、最終分離課税 (ファイナル・タックス) の対象となるものもある。例えば、第三者によって源泉徴収された税金 (第 4 条 2 項所得税) は、その特定の収益に対して所得税の最終支払いとなる (第 4 条 2 項により最終源泉分離課税の対象となる収益項目は 13 ページを参照)。

インドネシアに PE を持たない外国法人にとって、インドネシア側の主体が当該外国法人に支払う時にそのインドネシア源泉の所得から源泉徴収される税金 (第 26 条所得税) は、その当該外国法人の法人税支払債務の最終納税となる (第 26 条所得税の課税される収益項目は 14 ページを参照)。

法人税

事業利益

税務上の事業利益は、一般に認められた会計原則を基に、一定の税務上の調整を加えて計算される。課税対象となる事業利益の金額の算出に当たっては、原則として、その事業利益を稼得し、回収し、維持するためにかかるすべての支出を損金算入することができる。また、支出が会計上の費用として計上された年度と、税務上でこれらの費用を損金算入できる年度が異なる(一時的差異、timing difference という)ことがある。

被支配外国法人

被支配外国法人(CFC :Controlled foreign companies)の利益は、インドネシアにおけるみなし配当課税の対象となる。CFCとは、インドネシア納税者が単独もしくは集団で少なくとも50%を所有する外国事業体を指す。CFC所得の範囲は、他の単一のCFCにより最低でも50%が所有されているCFC、または単一のインドネシア納税者が所有する複数のCFCにより集団で所有されているCFC、あるいは(同一または異なるインドネシア納税者の傘下にある)複数のCFCにより集団で所有されているCFCの間接所有を通じた所得も対象となる。

CFCステータスを確定するための所有基準は、インドネシア納税者の課税年度末時点の所有比率であり、払込資本金の比率または議決権付き払込資本金の比率にもとづく。この規則が適用されない唯一の状況は、CFCの株式が証券取引所に上場されている場合である。

有形固定資産の減価償却

耐用年数が1年を超える有形資産の取得費用は、以下の分類に従い、未償却残高法(定率法)あるいは定額法のいずれかを選択し継続適用して、取得月から減価償却する。

1. 第1分類- 50% 定率法、または 25% 定額法

例: コンピュータ、プリンター、スキャナー、木製・ラタン製家具および設備、オフィス機器、モーターバイク、特定産業/サービス業用の特殊工具器具、キッチン器具、農・林・漁業の手工具、飲食業で使用する軽機器、公共輸送に使用される自動車、セミコンダクター業の設備、深海錨器具レンタルや移動体通信サービスのための基地局管理局の工具とアクセサリー

2. 第2分類- 25% 定率法、または 12.5% 定額法

例: 金属製家具・器具、エアコン、自動車、バス、トラック、スピードボート、コンテナ等、農・林・漁・飲食・軽機械工業で使用する機械、製材機器、建設機械、輸送用重車両・倉庫・通信・テレコム設備、セミコンダクター業の設備、深海錨器具レンタルの工具、移動体通信サービスのための基地局管理局の工具

3. 第3分類- 12.5% 定率法、または 6.25% 定額法

例: 石油・天然ガス以外の採掘用機械、繊維・材木・化学・機械工業用の機械、重機器、輸送・通信用のドック・船舶、他の分類に含まれていないその他の資産

4. 第4分類- 10% 定率法、または 5% 定額法

例: 建設用重機器、機関車、鉄道車両、船舶、ドック

5. 建物類

耐久年数が20年の常設建物	- 5%定額法
耐久年数が10年の非常設建物	- 10%定額法
(建物のコストには建設権に関わる不動産取得税(BPHTB)を含む)	

法人税

各分類に属する資産の詳細リストが財務大臣令によって公布されている。また、これとは別に、石油・ガス産業用の減価償却資産リストも財務大臣令によって規定されている。特定産業（即ち、林業、プランテーション、畜産業）で使用される資産には特別のルールが適用される。

無形資産の償却

恩恵年数が 1 年を超える無形資産および費用（建物使用权、商業使用权、土地建物使用权や「のれん（Good will）」を含む）には次の償却方法が適用される。

- a. 恩恵年数に応じて、「有形固定資産の減価償却」の分類 1、2、3、4 に示された率の定額法または定率法で償却する。

第 1 分類	—	4 年
第 2 分類	—	8 年
第 3 分類	—	16 年
第 4 分類	—	20 年

分類は最も近い耐用年数を基準に決定される（すなわち、恩恵年数が 6 年の無形資産は第 1 分類か第 2 分類のどちらかを適用、恩恵年数が 5 年の無形資産は第 1 分類となる）。

- b. 創業費、増資に係わる費用は、支出が発生した時点で全額損金算入するか、あるいは以下の比率で定率法または定額法で償却する。

第 1 分類	—	50%定率法または 25%定額法
第 2 分類	—	25%定率法または 12.5%定額法
第 3 分類	—	12.5%定率法または 6.25%定額法
第 4 分類	—	10%定率法または 5%定額法

- c. 石油・天然ガスの採掘権の取得費用（恩恵年数が 1 年を超えるもの）は、生産高比例法（Production – unit method）で償却する。
- d. 採鉱権取得費用、森林使用权およびその他の天然資源開発権取得費用（恩恵年数が 1 年を超えるもの）も生産高比例法で償却するが、この場合、年間償却額が 20%を超えてはならない。
- e. 商業活動開始以前の費用で恩恵年数が 1 年を超えるものは、資産計上して上記 b の比率に従い償却する。

タックス・アムネ스티・プログラムから生じる資産

インドネシアでは、2016 年 7 月 1 日から 2017 年 3 月 31 日までの期間において、タックス・アムネ스티・プログラムが施行され、当該プログラム下で新たに申告されたすべての資産は税務上、減価償却することはできない。当該資産の取得原価は、タックス・アムネ스티資産申告書にて申告された金額に基づく。

資産移転

会社の資産（土地と建物を除く）の売却からは、資産売却益もしくは資産売却損が計上される。売却損益の金額はその実際の売却価格と当該資産の税務上の簿価との差額によって決定される。資産売却益は課税対象となるが、資産売却損はその資産が事業の遂行上必要とされる場合だけ（即ち、課税利益を稼得・回収・保証する場合だけ）税務上の費用となる。

法人税

固定資産の再評価

国税総局(DGT)の承認を得て、ルピア会計を行っている居住法人と恒久的施設(PE)は、税務目的でその固定資産を再評価することができる。

また、5年に1回を限度とする。再評価は、会社が所有しインドネシアに所在する全ての事業関連資産(但し、土地と建物は再評価からはずすこともできる)を含めなければならない。国税総局(DGT)に承認を求める前に、再評価をしようとする会社はその未納付の税債務を全て支払っていること(納税者に未納付の税債務がないこと)が確認されなければならない。

再評価は市場価格もしくは公正価格に基づいてなされなければならない、市場価格は政府公認の鑑定会社によって決定されるが、DGTの調査により、その鑑定価格がそれら資産の市場価格、または公正価格を表していないとされる場合はDGTによって修正される。

承認が下りたら、償却性資産に関する限りその減価償却を、新しい税務上の簿価(承認価格)に基づき、新規に資産が取得されたと同様に完全な耐用年数を適用して行わなければならない。

再評価された資産の公正な市場価額がその税務上の簿価を超過した金額は、10%の源泉分離課税(final income tax)の対象とされる。財政難に直面している納税者は、DGTの特別承認に基づいて、この税金を12カ月に渡って分割納付することが認められる。

第1分類と第2分類に入る固定資産は少なくともその耐用年数が終了するまで保持しなければならない。土地、建物と第3分類と第4分類に入る資産はその再評価日から少なくとも10年間は保持しなければならない。資産がその最低保持期間の終了する前に売却・譲渡された場合には、上記に加えて10%の源泉分離課税が追加課税される。

ただし、以下には適用しない、

- a. 政府の決定や方針もしくは裁判所の判決に基づくフォース・メジャーによる資産の移転
- b. 中立の事業合併、統合、事業分割の中での移転
- c. 修復不可能な損害のため会社の固定資産の撤去

法人税

損金不算入の支出

以下の支出は税務上、損金不算入の支出とされる。

- a. 従業員への現物支給、(Benefits In Kind、BIK という、例えば、会社の借上げ社宅、会社から提供される乗用車の取得・維持費(50%まで)など)。但し、職場ですべての従業員に提供される飲食物、防護服やユニフォームなど業務上必要とされる従業員への支給、通勤のための交通費、船員等への宿泊場所の提供、特定の「遠隔地」で提供される現物支給の費用、携帯電話の取得・維持費(50%まで)は除かれる。
- b. 個人的支出
- c. 事業と関連のない贈答品や補助、但し特定の宗教上の施しや寄付を除く
- d. 各種準備金／引当金。但し、銀行・金融リース会社の貸倒引当金、保険会社の保険料・保険金に関する引当金、預託保証協会(LPS)の預託証券引当金、鉱業会社の開拓費用準備金、林業会社の植林引当金、産業廃棄処理事業の地面閉鎖維持引当金は除かれ、これらは損金算入できる。
- e. 所得税支払額
- f. 税務追徴金／罰金
- g. 利益の分配
- h. 生命保険・疾病損害保険や財務省の認可を受けていない年金制度への会社負担の拠出金、ただし、当金額が従業員の課税対象給与の一部として加算されている場合は損金算入できる。
- i. 源泉分離課税される所得に関連した費用、例えば、定期預金に関連する借入金の支払利息
- j. 税金を免除される所得に関連した費用、例えば、所得税が課されない受取配当金を目的として株式を購入するために用いられる借入金の支払利息
- k. 出資金が株式に分割されないパートナーシップや「フィルマス」(Firmas)の出資者に対する給与や報酬

負債資本比率

一般的に、4:1 の単一比率が適用される。これは、資金調達コストが完全に損金算入されるためには、許容される負債金額は資本金額の 4 倍に制限されることを意味する。ただし、特定の納税者には例外が適用される。

欠損金

欠損金は、最高 5 年間の繰越が認められる。さらに特定の地域の特別に指定された事業または、特定の税務優遇措置に従い欠損金の繰越が最高 10 年間迄延長される。欠損金の繰戻しは認められない。連結納税の制度はない。

利益の分配

配当に対しては以下の源泉税が課される。

- a. 配当の受領者が「居住者」の場合

インドネシアの事業法人(PT)、協同組合、国営公社が、他のインドネシア法人から受領する配当は、次の条件を全て満たす場合には法人税が免除される。

・配当が剰余金から支払われること

・配当を受領する会社が配当を行う会社の払込済資本の 25%以上を所有すること

上記の条件を満たさない場合、受取配当は配当を受領した会社の課税対象所得となり、会社の他の所得と合算されて、通常の税率で課税される。配当宣言にて、配当は 15% の第 23 条源泉所得税が課税される、源泉された金額は配当を受領する会社の法人税債務の前払として扱われる。

法人税

利益の分配(続き)

b. 配当の受領者が「非居住者」の場合

20% (租税条約国は軽減税率あり) の税率で、非居住者に配当が支払われた時に源泉徴収され、最終税金となる。

みなし利益

以下の特定事業会社は、税務上のみなし利益を採用しなければならない。

	みなし利益率 (総売上に対する)	実効税率
国内海運会社	4%	1.20%
国内航空会社	6%	1.80%
国際船舶および航空会社	6%	2.64%*1
石油・ガス探掘サービス外国企業	15%	3.75%*2
一定の商業省管轄の駐在員事務所	インドネシアへの 輸出価額の 1%	0.25%*2

*1 財務省がみなし利益を規定する税務通達を改訂していないため実行税率は30%の旧税率を使って計算される。

*2 実行税率は現行税率の25%を使って計算される、支店のみなし配当税率(BPT)は各国との租税条約に基づく減率されたレートに従う。

特定の事業活動

石油・ガスの上流に従事する会社と地熱発電事業は、基本的にその生産分担契約(PSCs)に従って法人税を計算しなければならない。金属・鉱物・石炭鉱業に従事する特定の会社は、その作業契約(CoW)が適用される。法人税率や損金算入費用、課税所得の計算方法に関係し、これらの会社には異なる規定が適用される。

このような契約に基づく税務優遇は2009年の鉱業法が施行された以降の新規鉱山プロジェクトにはもはや適用されない。鉱業法は、通常の税法／税務規則が鉱山プロジェクトに適用されると規定しており、特定の鉱業ライセンスに記載されるものを除き、税務優遇措置も通常の税法規則に従って付与されることになる。

法人税

移転価格税制

所得税法は「関連者(Related Parties)」を、以下のように定義している。

- a. 納税者が他の納税者の株式を直接的又は間接的に 25%以上を保有している場合、複数かそれ以上の納税者の株式の 25%以上保有を通じた納税者間の関係、又は後述する複数かそれ以上の納税者間の関係
- b. 納税者が他の納税者を支配しており、直接的又は間接的を問わず、複数かそれ以上の納税者が同一支配下にある場合
- c. 上下もしくは横の関係で一親等の血縁関係又は姻戚関係の家族関係がある場合

関係会社間の取引は、「独立企業間価格の原則」(Arm's length principles)に基づいて、終始一貫して取り扱われなければならない。この原則から逸脱した場合は、国税総局(DGT)は、関係会社間の取引から発生する課税所得もしくは税務上の控除費用を「独立企業間原則」を適用して再計算する権限が与えられている。

また、国税総則法(KUP/ Ketentuan Umum dan Tata Cara Perpajakan)に基づき、政府は、関係会社間取引が独立企業間原則でなされていることを証明する手段として特定の移転価格文書(TPD/ Transfer Pricing Documentation)を要求している。税務当局(ITO)が移転価格問題を精査するため、移転価格文書は税務調査において頻繁に要求される。

財務大臣は、移転価格文書化に関する新規則を 2016 年 12 月 30 日付けで交付した。当該規則では、特定条件に合致する納税者に対し、移転価格文書、すなわちマスターファイル、ローカルファイル及び国別報告書(CbCR)の作成を義務付けることが規定されている。

詳細な移転価格の開示が法人税申告書において要求されている。

この開示には以下のものが含まれる。

- 関連会社取引の内容と金額
- それらの取引に適用された移転価格決定方法とその方法を選択した理論的説明
- 会社が移転価格文書を準備しているかどうか

税務当局は移転価格調査を実施するに当たっての特別のテクニカル・ガイドラインを発行している。

移転価格論争は、国内での異議申立や税務裁判を通じて、もしくはその論争がインドネシアが租税条約協定を締結している国々にある関連会社との取引を含んでいる場合に、当事者は、関連する租税条約での相互協議(MAP/ Mutual Agreement Procedures)条項に基づいて二重課税回避の要求をすることができる。納税者は相互協議を申請し、それと同時に国内救済手続を継続できる。ただし、税務裁判所が法定審問手続の終了を宣言した場合、相互協議申請の提出は認められず、また、税務裁判所がその判決を言い渡した場合、既存の相互協議は停止されるという制限がある。

税法では、関連会社間の取引における独立企業間原則の将来への適用について、国税総局が納税者や他国の税務当局と事前確認(APA / Advance Pricing Agreement)を締結することが認められている。過去のオープン年度の移転価格の問題解決の為に APA が遡及的に適用(ロールバック)されることはない。

個人所得税

通常税率

個人居住者の所得に対する通常税率は次の通り:

課税所得 (ルピア)	税率 (%)	税額 (ルピア)
50,000,000 迄	5	2,500,000
50,000,000 超、250,000,000 迄	15	30,000,000
250,000,000 超、500,000,000 迄	25	62,500,000
500,000,000 超	30	超過額の 30%

適格と認められた労働集約型産業の従業員を対象に、2016 年 7 月から最長で 2017 年 12 月までの期間において、特別税率が適用される。

優遇税率

2 年以内に支払われる退職金に適用される最終税率は次の通りである。

総所得 (ルピア)	税率 (%)	税額 (ルピア)
50,000,000 迄	-	0
50,000,000 超、100,000,000 迄	5	2,500,000
100,000,000 超、500,000,000 迄	15	60,000,000
500,000,000 超	25	超過額の 25%

政府認定の年金基金や社会保障庁 (BPJS Ketenagakerjaan) からの老齢保障貯蓄の一時払い形式での所得 (2 年以内に支払われた場合) に適用される最終税率は次の通りである。

総所得 (ルピア)	税率 (%)	税額 (ルピア)
50,000,000 迄	-	0
50,000,000 超	5	超過額の 5%

3 年目以降の支払には、通常税率 (上記) が適用される。

所得控除

個人居住者に対する年間での所得控除金額 (PTKP) は次の通り、

	年額 (ルピア)
納税者本人の基礎控除	54,000,000
配偶者控除	4,500,000
扶養控除 (最高 3 人まで、1 人につき)	4,500,000
業務関連控除 (総所得の 5%、最高 500,000 ルピア/月)	6,000,000
老齢年金貯蓄のために従業員が社会保障庁 (BPJS - Ketenagakerjaan) に拠出する金額 (総所得の 2%)	全額
適格年金基金への積立金額 (総所得の 5%、最高で 200,000 ルピア/月)	2,400,000

個人所得税

税務上の居住者

次の条件を満たす者は税務上の居住者として扱われる。

- インドネシアに住所を持つ者、もしくは
- 12ヵ月以内に183日を超えてインドネシアに滞在している者、もしくは
- 課税年度内にインドネシアに滞在しインドネシアに居住する意志を持つ者

注記：租税条約を有する国の国民等に対しては、条約にある居住者の定義が優先する。

非居住者のインドネシア源泉所得に対しては20%の源泉税(第26条所得税、租税条約で軽減税率あり)が課される。

税務登録と確定申告

上述の所得控除金額(PTKP)を超える年間所得のある居住者の個人納税者は、インドネシアの国税総局(DGT)に税務登録をし個人税番号を取得して、個人所得税の確定申告(1770様式)を提出しなければならない。確定申告では、給与所得、資産運用所得、資産売却益、海外での所得とその他所得を含むすべての個人所得を報告し、個人の資産・負債の要約リストも一緒に添付することが要求される。CFCにおけるインドネシア株主は、CFC所得に関して配当を受け取ったとみなされる。CFCの詳細は、2ページを参照されたい。

家族は、家族の代表者の名前(通常は夫)で登録された一つの税務番号(NPWP/ Nomor Pokok Wajib Pajak)を使って報告され、一つの税務報告単位としてみなされる。その妻と子供の所得は、夫の名前で同じ申告書で申告されなければならない、それらの各々の所得に第21条の従業員所得税が課せられている場合は合算ベースで税金が再計算される。

納税方法

個人所得の大部分は第三者によって源泉徴収方式で徴収される。雇用主は、従業員に支給される給与とその他の報酬から第21条/26条の従業員所得税を、毎月天引き源泉して納付する義務がある。従業員が居住者である場合、源泉される税金額は通常の税率(8ページ参照)にもとづいて決定される。非居住者の納税者の場合は、総額の20%を源泉徴収される。(租税条約の適用がある場合は減率される)

個人に対するその他各種の支払についてもまた、支払者に源泉徴収の義務を課している。とりわけ、主な支払は以下の通り

- ・ 政府公認の年金基金から支払われた年金
- ・ 退職金
- ・ 社会保障庁(BPJS - Ketenagakerjaan)からの老齢年金貯蓄の支払い
- ・ サービスフィー
- ・ 賞金・副賞

基本的に、上記から源泉徴収される税金(第21条所得税)は、通常税率に基づいて決定される。また、非就業の個人と特定の専門家、例えば、弁護士、ノータリス(公証人)、会計士、建築士、医者、保険数理士、鑑定士のような特定の職業専門家へのサービス料に掛かる源泉税は、その総所得の50%をベースに通常税率で源泉税を計算することが要求されている。

「労働者退職金支給管理組織」に預けられた退職金に対する利子所得は従業員個人の所得とされ、「労働者退職金支給管理組織」が銀行の場合は20%の源泉分離課税、その他の場合は15%の第23条源泉税の課税対象となる。

個人所得税

現物支給 (Benefits-in-Kind: BIK)

会社から与えられる現物支給 (BIK)、例えば乗用車、住居、子女教育費用、帰国休暇、会社負担の個人所得税額などは、個人の課税対象所得とはならない。同様に、防護服、ユニフォーム、仕事場への往復交通費、船員等への宿泊設備の提供、「遠隔地」での現物支給など、職務上必要な現物支給についても、個人の課税対象所得とはされない。

ただし、以下の雇用主から提供される現物支給は、従業員個人の課税対象所得とされる：

- 旧税法 (1984 年以前の所得税法) に基づいて課税される鉱業、生産分与契約企業
- 納税者となっていない外国企業の駐在員事務所
- 最終課税 (源泉分離課税) の対象となっている会社
- みなし課税所得が適用される会社 (航空会社及び船会社を含む)

社会保障制度

雇用主 (会社) は、その従業員が社会保障制度に加入することを保証する責任がある。従業員の負担部分は会社が給与から天引き控除して徴収し、会社負担部分と一緒に支払われなければならない。

2014 年 1 月から、インドネシア全国民を加入対象とする総合社会保障制度が実施されている。従来の制度 (JAMSOSTEK) からの移行は段階的に徐々に行われている。

新社会保障制度は以下のように運営される。

1. 健康保険担当の社会保障庁 (BPJS - Kesehatan) が、医療保険を運営し、
2. 労働者社会保障担当の社会保障庁 (BPJS - Ketenagakerjaan) が、事故保険、老齢貯蓄、死亡保険と年金を運営する。

現行の保険料率は次の通り、

適用種類	基本給与・賃金に対する比率として	
	会社負担	従業員負担
業務上の事故保険	0.24 – 1.74%	-
死亡保険	0.3%	-
老齢貯蓄	3.7%	2 %
医療保険*	4%	1%
年金**	2%	1%

*) 最高額の計算基準は、8,000,000 ルピア/月

**) 最高額の計算基準は、2016 年 12 月 31 日現在、7,335,300 ルピア/月

新社会保障制度に強制加入すべき要求は、6 カ月以上インドネシアで勤務している外国人従業員を含む、全ての従業員に適用される。

個人事業主と未就業者に対する健康保険の強制要件は2019年1月1日から適用される。

源泉徴収税

インドネシアの所得税の徴税方法としては、主に源泉徴収システムが採用されている。特定の所得項目に源泉税が課される場合、一般に、支払側に税金を源泉徴収もしくは徴収する責任がある。各種の源泉徴収税は、通常、以下のように所得税法(PPh)の関連条文番号を使って呼ばれている。

1. 第 21 条(PPh 21)：給与と個人へのその他支払い

雇用主は、従業員に支給される給与から第 21 条の所得税(従業員所得税)を毎月天引きして、従業員に代わって国庫に納付する義務がある。非居住者の個人へのその他の支払い(例えば個人のコンサルタントやサービス提供者へのフィー支払い)に対しても同様な源泉税が適用される(8 ページの関連する税率を参照)。税務登録番号を未取得の個人個人納税者には、通常の源泉税に加えて 20%の課徴金が課される。

2. 第 22 条(PPh 22)：輸入等

第 22 条の所得税は、一般的に以下の項目に適用される。

事項	税率%	課税基準	注記
1 以下の物品の輸入:		輸入価額=CIF 価格 プラス輸入税の合計 金額	
(a) 特定の消費財の輸入	10.0		
(b) (a)以外の消費財の輸入	7.5		
(c) 自社で輸入ライセンス(API / Angka Pengenal Impor)を持つ場合における (a)と(b)以外の物品の輸入			
(i)大豆、小麦及び小麦粉の輸入	0.5		
(ii) (i)以外の物品の輸入	2.5		
(d) API を持たない場合における(a)と(b)以 外の物品の輸入	7.5		
2 落札輸入物品	7.5	入札価格	
3 国庫と予算使用者の委任状(KPA)から支払 いがなされる政府による物品の購入	1.5	販売価格	1
4 国営企業及びその一部の子会社(Badan Usaha Milik Negara/BUMN)及びその一部 の子会社による物品の購入	1.5	販売価格	1,3
5 Pertaminaおよびその子会社からの給油所によ る石油燃料の購入	0.25	販売価格	2
6 Pertaminaおよびその子会社以外の当事者 からの給油所による石油燃料の購入	0.3	販売価格	2
7 給油所以外の当事者による石油燃料の購入	0.3	販売価格	2
8 ガス燃料の購入	0.3	販売価格	2
9 潤滑油の購入	0.3	販売価格	
10 現地の販売業者からのセメントの購入	0.25	販売価格	
11 現地の販売業者からの紙製品の購入	0.1	販売価格	
12 現地の販売業者からの鉄鋼製品の購入	0.3	販売価格	
13 現地の販売業者からの自動車製品の購入	0.45	販売価格	
14 現地の販売業者からの薬製品の購入	0.3	販売価格	
15 総代理店、代理店や一般輸入業者からのモ ーターバイクの購入	0.45	販売価格	3

16 製造業者又は輸出業者による林野業、植林業、農業、牧畜業と漁業生産品の購入	0.25	販売価格	1
17 インドネシア政府と鉱業協力協定 (Mining Cooperation Agreement) または作業契約 (Contract of Work) を締結していない輸出業者による石炭、金属及び非金属鉱物の輸出	1.5	輸出価格	
18 鉱業ライセンス (Izin Usaha Pertambangan /IUP) を保有する企業または個人からの石炭、金属及び非金属鉱物の購入	1.5	販売価格	
19 金の延べ棒の購入	0.45	販売価格	
20 超高級品の購入	5.0	販売価格	

2. 第 22 条 (PPh 22)：輸入等（続き） 注記

- 上記 3、4、16 及び 18 に該当する場合、22 条徴収業者は特定の納入業者への未払金額から、次の購入／使用支払を除き 22 条所得税を源泉徴収しなければならない。
 - 石油燃料、ガス燃料、潤滑油、郵便商品
 - 水道電気の支払
 - PSC 契約者または契約者の本社もしくは契約者の取引拠点からの石油ガス（上流製品を含む）
 - ジョイント・オペレーション契約の契約者からの地熱もしくは電気
 さらに、上記 3、4 及び 16 について、それぞれ 200 万ルピア、1000 万ルピア、2000 万ルピアまでの価額の商品の購入は除外される。その他の場合、指定商品の輸入者又は買手は、輸入又は購入された商品の未払金額に加えて 22 条所得税を払わなければならない。
- 源泉徴収された第 22 条所得税は法人税又は個人所得税の前払とみなされる（最終課税を課される卸売業者又は代理店による石油燃料及びガス燃料の購入を除く）。
- 林野業、植林業、農業、牧畜業と漁業生産品の購入は上記 16 で明記する第 22 条所得税の対象であるため、適用されない。
- 上記 20 の場合、第 22 条所得税がすでに課されているので、超高級自動車の買い手には適用されない。
- インドネシア銀行への販売には例外が適用される。
- 以下の事象は、自動的に非課税となるか、又は DGT から発行された免除証明により税金の納付義務は発生しない。
 - 所得税の課税されない物品の輸入/購入
 - 輸入税および/または VAT が免除された物品（0%の輸入税が課される物品を含む）、もしくは VAT 不徴収の物品の輸入
 - 一時的に輸入された物品（再輸出のための物品など）
 - 再輸入の物品（同一品質で輸出または再輸入される、あるいは修繕・検査される物品など）
 - 再輸出目的の宝飾品製造用の金の延べ棒の輸入
 - インドネシア政府による学校運営補助金 (Bantuan Operasional Sekolah/BOS) 基金の使用に関連する物品の購入
 - 国庫、KPA 及び食料調達庁 (Badan Urusan Logistik/BULOG) による穀物または米の購入
 - BULOG または BUMN に指定された者による基本的必需食糧の購入。

税務登録番号を未取得の納税者には、通常の税率に加えて 100%の課徴金が課される。

3. 第4条2項(PPh 4-2)源泉税：最終課税／源泉分離課税(Final tax)

居住法人、恒久的施設、外国企業の駐在員事務所、事業組織体および指定された個人は、他の居住納税者と PE への下記の総支払額(VAT を除く)から最終税金を天引き徴収し納付する義務がある。

項目	税率(%)
1 土地・建物の賃借料(レンタル)	10 ^{*(1)}
2 土地・建物の権利の譲渡による収益	2.5
3 建設施工料	2/3/4 ^{*(2)}
4 建設計画料	4/6
5 建設監督料	4/6
6 定期預金または普通預金の金利、及びバンク・インドネシア短期証券(SBI)の金利。但し、インドネシアで営業している銀行と政府承認の年金基金が受領するものは除く。	20 ^{*(3)}
7 債券の金利。但し、インドネシアで営業している銀行と政府承認の年金基金を除く。	15 ^{*(4)}
8 インドネシア証券取引所での株式の売却益。 創業株主は上場時の株式の市場価格の 0.5%を支払うことを義務付けられ、これに従わない場合は、以降の売却からの利益は通常の税率で課税される。	0.1
9 宝くじの当選賞金	25
10 年度で総売上が 48 億ルピアを超えない個人及び会社(PE を除く)が受領する特定の所得	1 ^{*(5)}

注記

- (1) これには Build Operate Transfer 契約からの土地所有者の所得を含む。
- (2) 不動産資産を不動産投資ファンド(Kontrak Investasi Kolektif – Dana Investasi Real Estate/KIK-DIRE)に譲渡したことによる収益には、0.5%の税率が適用される。
- (3) 輸出収益(Devisa Hasil Ekspor)による定期預金の金利の受け取りには異なる税率が適用される。
- (4) 受領者が金融庁(OJK/Otoritas Jasa Keuangan)に登録している投資ファンドの場合は、2020 年までは税率 5%、それ以降は税率 10%である。受領者が非居住者の場合の税率は 20%、もしくは租税条約の適用により減率される。
- (5) 納税者が、税務当局に対して自ら納税額を計算し支払い報告しなければならない。

4. 第23条(PPh 23)源泉税：居住者への支払

居住納税者への特定の種類の支払所得、未払所得には、その総額に対して 15%、もしくは 2%の税率で第 23 条所得税が課せられる。

a. その総額に 15 %税率で第 23 条源泉税が課せられるものは次の通り

1. 配当(5 ページの「利益の分配」も参照のこと)
2. 利子、これにはプレミアム、割引、ローン保証料を含む
3. ロイヤルティ
4. 懸賞金及び賞金

b. サービスフィーの総額に 2 %の税率で第 23 条源泉税が課せられるものは次の通り

1. 土地・建物以外の資産のレンタル料
2. テクニカルサービス、マネジメントサービス、コンサルティングサービス、及びその他のサービスに関する報酬(第 21 条の記述の通りに所得税が源泉徴収されたサービスを除く)

5. 第 26 条(PPh 26)源泉税：非居住者への支払

居住納税者(居住者、居住法人)、事業組織体、外国企業の駐在員事務所は、非居住者に対して次の支払いをする際には、20%の税率で第 26 条源泉税を天引き納付する義務がある。

a. 総額に対して課税される項目

1. 配当
2. 利子、これには、プレミアム、ディスカウント(割引料)、ローン保証料
3. ロイヤルティ、レンタル料および資産使用に対する支払い
4. 各種サービスに対する報酬
5. 懸賞金および賞金
6. 年金およびその他の定期的な支払い
7. スワッププレミアムとその他ヘッジ取引
8. 債務免除益
9. 支店／恒久的施設(PE)の法人税引後利益

b. 見積純所得(ENI:総額に一定率を掛けて算出)に対して課税される項目

	ENI %	実効税率 (総額に対 する%)
海外保険会社に支払う保険料		
・ 個人被保険者による支払	50	10
・ インドネシアの保険会社による支払	10	2
・ インドネシアの再保険会社による支払	5	1
非居住者による未上場会社株式の売却	25	5
非居住者によるインドネシアの会社株式や PE を所有するため の仲介サービスを提供しているトンネル会社(conduit companies)の売却	25	5
非居住者による売却価格が 1000 万ルピア以上的高级宝飾品、 ダイヤモンド、金、高級時計、骨董品、絵画、高級自動車、高級 2 輪車、ヨット及び軽飛行機の売却	25	5

上記支払いの受領者がインドネシアとの租税条約締結国の居住者の場合は源泉税率が軽減もしくは免除される場合がある。(租税条約での源泉税率は 15 ページ以降を参照のこと)

国際税務協定

二重課税防止協定

インドネシアとの二重課税防止協定（以下、租税条約）は、サービスフィーに対する源泉税を免除し、インドネシアが調印した租税条約締約国の居住者によって受領される配当、利子、ロイヤリティと支店の税引後利益に対する源泉税を軽減させて税務的な恩恵を提供する。サービスフィーの税金免除は基本的に収益を得る外国の当事者がインドネシアに恒久的施設（PE / Permanent Establishment）を持たない場合にのみ付与される。

軽減税率を要求するためには、外国当事者は、収益を支払うインドネシア当事者を通じて、国税総局に対して少なくとも「居住者証明書」（COD / Certificate Of Domicile）を提示しなければならない。この COD が国税総局の指定書式、又は一定の条件を満たした租税条約締約国の書式で提出されないと税務的な恩恵の付与は取り消され、20%の源泉税が課税される。

外国当事者は、まず、インドネシア源泉の全ての種類の所得に適用される以下の一般居住者テストの要件を満たさなければならない。

1. 外国事業体の設立に関して経済的動機またはその他の合理的な理由を有すること。
2. 当該事業体はその事業を執り行うための専任の経営陣を有し、当該経営陣は独立した裁量権を有すること。
3. 当該事業体は、インドネシア源泉所得の由来となる資産のほかに、事業を行うに十分な動産不動産を所有していること。
4. 当該事業体はその事業実施のために十分かつ適格な人材を有すること。並びに、
5. 当該事業体が、インドネシア源泉の配当、利息および/またはロイヤリティを受け取る以外に、積極的な事業を有すること。

さらに、外国当事者は配当、利息またはロイヤリティの形で所得が生じている場合、関連する租税条約下で要求された際には以下の受益者テストの要件を満たさなければならない。

1. 当該事業体が代理人、被指名者（ノミニー）または導管事業体ではないこと。
2. 当該事業体が所得、資産または所得を生じさせる権利に対し支配または処分の権利を有すること。
3. 当該事業体の所得の50%以上が他者の請求の支払いに使用されないこと。
4. 当該事業体はその資産、資本および/または負債に対しリスクを負うこと。並びに、
5. 当該事業体はその受領する所得を第三国の居住者に譲渡する契約を締結していないこと。

インドネシアとの租税条約の下で適用される源泉税率の要約は以下の通り。

	注記	配当（資産 運用目的）	配当（経営 参加目的）	利子	ロイヤリティ	支店の税 引後利益
		%	%	%	%	%
1. アルジェリア		15	15	15/ 0	15	10
2. アルメニア		15	10	10/ 0	10	10
3. オーストラリア		15	15	10/ 0	15/ 10	15
4. オーストリア		15	10	10/ 0	10	12
5. バングラディッシュ		15	10	10/ 0	10	10
6. ベルギー		15	10	10/ 0	10	10
7. ブルネイ		15	15	15/ 0	15	10
8. ブルガリア		15	15	10/ 0	10	15
9. カナダ		15	10	10/ 0	10	15
10. 中国	2	10	10	10/ 0	10	10
11. クロアチア		10	10	10/ 0	10	10

	注記	配当(資産 運用目的)	配当(経営 参加目的)	利 子	ロイヤルティ	支店の税 引後利益
12. チェコ		15	10	12.5/ 0	12.5	12.5
13. デンマーク		20	10	10/ 0	15	15
14. エジプト		15	15	15/ 0	15	15
15. フィンランド		15	10	10/ 0	15/10	15
16. フランス		15	10	15/10/0	10	10
17. ドイツ	1	15	10	10/ 0	15/10	10
18. 香港		10	5	10	5	5
19. ハンガリー	3	15	15	15/ 0	15	20
20. インド	1	10	10	10/ 0	10	15
21. イラン		7	7	10/ 0	12	7
22. イタリア		15	10	15/ 0	15/10	12
23. 日本		15	10	10/ 0	10	10
24. ヨルダン	3	10	10	10/ 0	10	20
25. 北朝鮮		10	10	10/ 0	10	10
26. 韓国	2	15	10	10/ 0	15	10
27. クウェート		10	10	5/ 0	20	10/0
28. ラオス	5	15	10	10/0	10	10
29. ルクセンブルク	1	15	10	10/ 0	12.5	10
30. マレーシア	4,6	10	10	10/ 0	10	12.5
31. メキシコ		10	10	10/ 0	10	10
32. モンゴル		10	10	10/ 0	10	10
33. モロッコ		10	10	10/ 0	10	10
34. オランダ		10/15	5	10/ 5/ 0	10	10
35. ニュージーランド	3	15	15	10/ 0	15	20
36. ノルウェー		15	15	10/ 0	15/10	15
37. パキスタン	1	15	10	15/ 0	15	10
38. パプアニューギニア	1	15	15	10/0	10	15
39. フィリピン		20	15	15/10/0	15	20
40. ポーランド		15	10	10/ 0	15	10
41. ポルトガル		10	10	10/ 0	10	10
42. カタール		10	10	10/ 0	5	10
43. ルーマニア		15	12.5	12.5	15/12.5	12.5
44. ロシア		15	15	15/ 0	15	12.5
45. セーシェル	3	10	10	10/ 0	10	20
46. シンガポール		15	10	10/ 0	15	15
47. スロバキア		10	10	10/ 0	15/10	10
48. 南アフリカ共和国	3	15	10	10/ 0	10	20
49. スペイン		15	10	10/ 0	10	10
50. スリランカ		15	15	15/ 0	15	20
51. スーダン		10	10	15/ 0	10	10
52. スリナメ		15	10	10/ 0	15	15
53. スウェーデン		15	10	10/ 0	15/ 10	15
54. スイス	1	15	10	10/ 0	12.5	10
55. シリア		10	10	10/ 0	20/ 15	10
56. 台湾		10	10	10/ 0	10	5
57. タイ		20/15	20/15	15/ 0	15	20
58. チュニジア		12	12	12/ 0	15	12
59. トルコ		15	10	10/ 0	10	10
60. ウクライナ		15	10	10/ 0	10	10
61. アラブ首長国連邦		10	10	5/ 0	5	5

	注記	配当(資産 運用目的)	配当(経営 参加目的)	利 子	ロイヤルティ	支店の税 引後利益
62. イギリス		15	10	10/ 0	15/10	10
63. アメリカ合衆国		15	10	10/ 0	10	10
64. ウズベキスタン		10	10	10/ 0	10	10
65. ベネズエラ	1	15	10	10/ 0	20	10
66. ベトナム		15	15	15/ 0	15	10
67. ジンバブエ	1, 5	20	10	10/ 0	15	10

注記: 国名の後の番号が以下の注記に該当する。

1. インドネシア国内で提供されたテクニカル、マネジメント、コンサルティングサービスへの対価に対する源泉税率は、スイスが5%、ドイツが7.5%、インド、ルクセンブルク、パプアニューギニア、ベネズエラ、ジンバブエが10%、パキスタンが15%である。
2. 国際線の船舶、航空機の事業から得られる収益はVATが相互に免除される。
3. 租税条約の条項には支店の税引後利益に対する税率が明示されていないため、インドネシア税務当局は、インドネシアの国内税法の税率(20%)が適用されると解釈している
4. ラブアンのオフショア会社(1990年のラブアンオフショア事業活動税務規則に基づく)は租税条約の恩恵をえることはできない。
5. 批准済であるが、まだ発効しておらず批准書の交換の段階にある。
6. 租税条約を改正するプロトコルへの調印が行われ、プロトコルの批准及び批准書の交換の段階にある。

恒久的施設(PE)のタイムテスト

特定の活動は、それが「タイムテスト(一定の期間)」を超えてインドネシアで実施されるとPEを構成するものとみなされる。以下の表は、関連する租税条約で特定されたこれらの活動についてのタイムテストの要約である。

	建物の建設	機械設備の 据付	組立作業	監督作業	その他の サービス
1. アルジェリア	3 カ月	3 カ月	3 カ月	3 カ月	3 カ月
2. アルメニア	6 カ月	6 カ月	6 カ月	6 カ月	120 日
3. オーストラリア	120 日	120 日	120 日	120 日	120 日
4. オーストリア	6 カ月	6 カ月	6 カ月	6 カ月	3 カ月
5. バングラディッシュ	183 日	183 日	183 日	183 日	91 日
6. ベルギー	6 カ月	6 カ月	6 カ月	6 カ月	3 カ月
7. ブルネイ	183 日	3 カ月	3 カ月	183 日	3 カ月
8. ブルガリア	6 カ月	6 カ月	6 カ月	6 カ月	120 日
9. カナダ	120 日	120 日	120 日	120 日	120 日
10. 中国	6 カ月	6 カ月	6 カ月	6 カ月	6 カ月
11. クロアチア	6 カ月	6 カ月	6 カ月	6 カ月	3 カ月
12. チェコ	6 カ月	6 カ月	6 カ月	6 カ月	3 カ月
13. デンマーク	6 カ月	6 カ月	3 カ月	6 カ月	3 カ月
14. エジプト	6 カ月	4 カ月	4 カ月	6 カ月	3 カ月
15. フィンランド	6 カ月	6 カ月	6 カ月	6 カ月	3 カ月
16. フランス	6 カ月	-	6 カ月	183 日	183 日
17. ドイツ	6 カ月	6 カ月	-	-	-
18. 香港	183 日	183 日	183 日	183 日	183 日
19. ハンガリー	3 カ月	3 カ月	3 カ月	3 カ月	4 カ月
20. インド	183 日	183 日	183 日	183 日	91 日
21. イラン	6 カ月	6 カ月	6 カ月	6 カ月	183 日
22. イタリア	6 カ月	6 カ月	6 カ月	6 カ月	3 カ月

	建物の建設	機械設備の 据付	組立作業	監督作業	その他の サービス
23. 日本	6 カ月	6 カ月	-	6 カ月	-
24. ヨルダン	6 カ月	6 カ月	6 カ月	6 カ月	1 カ月
25. 北朝鮮	12 カ月	12 カ月	12 カ月	12 カ月	6 カ月
26. 韓国	6 カ月	6 カ月	6 カ月	6 カ月	3 カ月
27. クウェート	3 カ月	3 カ月	3 カ月	3 カ月	3 カ月
28. ラオス	6 カ月	6 カ月	6 カ月	6 カ月	6 カ月
29. ルクセンブルク	5 カ月	5 カ月	5 カ月	5 カ月	—
30. マレーシア	6 カ月	6 カ月	6 カ月	6 カ月	3 カ月
31. メキシコ	6 カ月	6 カ月	6 カ月	6 カ月	91 日
32. モンゴル	6 カ月	6 カ月	6 カ月	6 カ月	3 カ月
33. モロッコ	6 カ月	—	6 カ月	6 カ月	60 日
34. オランダ	6 カ月	6 カ月	6 カ月	6 カ月	3 カ月
35. ニュージーランド	6 カ月	6 カ月	6 カ月	6 カ月	3 カ月
36. ノルウェー	6 カ月	6 カ月	6 カ月	6 カ月	3 カ月
37. パキスタン	3 カ月	3 カ月	3 カ月	3 カ月	—
38. パプアニューギニア	120 日	120 日	120 日	120 日	120 日
39. フィリピン	6 カ月	3 カ月	3 カ月	6 カ月	183 日
40. ポーランド	183 日	183 日	183 日	183 日	120 日
41. ポルトガル	6 カ月	6 カ月	6 カ月	6 カ月	183 日
42. カタール	6 カ月	6 カ月	6 カ月	6 カ月	6 カ月
43. ルーマニア	6 カ月	6 カ月	6 カ月	6 カ月	4 カ月
44. ロシア	3 カ月	3 カ月	3 カ月	3 カ月	—
45. セーシェル	6 カ月	6 カ月	6 カ月	6 カ月	3 カ月
46. シンガポール	183 日	183 日	183 日	6 カ月	90 日
47. スロバキア	6 カ月	6 カ月	6 カ月	6 カ月	91 日
48. スペイン	183 日	183 日	183 日	183 日	3 カ月
49. 南アフリカ共和国	6 カ月	6 カ月	6 カ月	6 カ月	120 日
50. スリランカ	90 日	90 日	90 日	90 日	90 日
51. スーダン	6 カ月	6 カ月	6 カ月	6 カ月	3 カ月
52. スリナメ	6 カ月	6 カ月	6 カ月	6 カ月	91 日
53. スウェーデン	6 カ月	6 カ月	6 カ月	6 カ月	3 カ月
54. スイス	183 日	183 日	183 日	183 日	—
55. シリア	6 カ月	6 カ月	6 カ月	6 カ月	183 日
56. 台湾	6 カ月	6 カ月	6 カ月	6 カ月	120 日
57. タイ	6 カ月	6 カ月	6 カ月	6 カ月	6 カ月
58. チュニジア	6 カ月	6 カ月	6 カ月	6 カ月	3 カ月
59. トルコ	3 カ月	3 カ月	3 カ月	3 カ月	183 日
60. アラブ連邦	6 カ月	6 カ月	6 カ月	6 カ月	4 カ月
61. ウクライナ	6 カ月	6 カ月	6 カ月	6 カ月	6 カ月
62. イギリス	183 日	183 日	183 日	183 日	91 日
63. アメリカ合衆国	120 日	120 日	120 日	120 日	120 日
64. ウズベキスタン	6 カ月	6 カ月	6 カ月	6 カ月	3 カ月
65. ベネズエラ	6 カ月	6 カ月	6 カ月	6 カ月	—
66. ベトナム	6 カ月	6 カ月	6 カ月	6 カ月	3 カ月
67. ジンバブエ	6 カ月	6 カ月	6 カ月	6 カ月	183 日

国際税務協定

税務情報交換協定

インドネシアは以下の司法管轄区域と税務情報交換協定を締結している。

管轄区域	注記
1. バハマ	2
2. バミューダ	1
3. ガーンジー	
4. マン島	
5. ジャージー	
6. サンマリノ	1

注記:

1. 批准済みだがまだ発効しておらず、批准書の交換の段階にある。
2. 税務情報交換協定は締結されたが、批准及び批准書の交換の段階にある。

税務に関する相互行政支援

2011年11月3日、インドネシア政府は税務に関する相互行政支援に関する条約に調印し、2014年10月17日に同条約を批准した。また、インドネシア政府は下記の項目の自動交換に関する多国間主管当局間合意に調印した。

1. 共通報告基準 (Common Reporting Standard) を使用した金融口座情報、及び
2. 国別報告書 (Country-by-Country Report) の形式による移転価格文書

税源浸食及び利益移転防止策に関する租税条約施行のための多国間条約

2017年6月7日、インドネシア政府は当条約に調印し、同日、限定条項と通知の一覧を提起し、これらは批准待ちの段階にある。この暫定条項では、インドネシア政府は33件の租税条約を当条約の対象として規定した。

米国 FATCA (外国口座税務コンプライアンス法)

インドネシアは FATCA 規定遵守のために、政府間合意書 (IGA) 1 への調印に大筋で合意した。

付 加 価 値 税

概要

付加価値税は、基本的にインドネシア関税地域内での、課税物品の引渡しや課税サービスの提供の事象があったときに課税される。課税対象の事象には以下のものが含まれる。

- a. 会社による関税地域内での課税物品の引渡し
- b. 課税物品の輸入
- c. 会社による関税地域内での課税サービスの提供
- d. 関税地域外で創造された無形の課税物品（財産権）の課税地域内での使用と消費
- e. 課税地域外で創造された課税サービスの課税地域内での使用と消費
- f. 課税会社による（有形・無形の）課税物品の輸出
- g. 課税会社による課税サービスの輸出

付加価値税の課税は年間で 48 億ルピアを超える価額の引き渡しについて発生する。

課税物品の引渡しは非常に広義に定義され、次のものが含まれる。

- a. 契約に従った課税物品の権利の引渡し
- b. 買取権付きのリースやファイナンス・リース契約に従った課税物品の移転
- c. 仲介業者や入札官への課税物品の引渡し
- d. 課税物品の自家使用や無償提供
- e. 元々販売目的ではない会社解散時の在庫または資産の形態での課税物品の残余
- f. 会社内での課税物品の引渡し（例えば、支店間、本店と支店間）、但し、会社が国税総局（DGT）から VAT 申告の一元化の承認を得ている場合を除く
- g. 委託物品の引渡し
- h. シャリア・ファイナンスの態様での課税業者からの課税物品の引渡し。引渡しは、課税業者から当事者に課税物品が必要なために直接に起こるとみなされるため。

税率と課税基礎額

VAT の税率は基本的に 10%であり、政府規則により 5%から 15%の範囲で増減できる。しかしながら、サービスの輸出と同様に有形・無形の課税物品の輸出に係わる VAT は 0%である。0%の VAT 税率に対し一定の制限がサービス輸出に適用される。

VAT は関連する課税基礎額に VAT の税率を適用して計算される。ほとんどの場合、課税基礎額は当事者間で合意された取引価額である。特定の事象や状況、その他の要因について、課税基礎額として使用されるのは、以下の金額でなければならない。

- a. 市場価格 ー 関連当事者間の取引、会社清算時の課税物品の在庫の残余と当初売却を予定していなかった（在庫以外の）資産の売却
- b. 売上原価（売価マイナス粗利）ー 自家消費、課税物品の無償供与と社内引渡し（支店間や本店支店間など）
- c. 落札価格 ー 入札官の仲介業者への課税物品の引渡し
- d. 合意価格 ー 中間商社を通じた課税物品の引渡し
- e. 平均売却価格 ー ビデオ・オーディオ録音製品
- f. 1200 万ルピア ー 輸入映画 1 本につき
- g. 土地の取得価格を除く発生・支払原価の 20% ー 建物の自家建設
- h. 小売価格 ー タバコ製品の引渡しと輸入
- i. 実際請求額の 10% ー 一括船積みサービス
- j. 実際請求額の 10% ー 旅行と旅行代理店サービス（サービスの提供がコミッションに基づかないこと）
- k. 金装飾品の引渡しでの販売価格の 20% ー 金装飾品関連の工場で実施されるサービスを含む

- l. 乙仲料金を含む請求での乙仲 (freight forwarding) サービスの引渡しの実際請求額の 10%
- m. 政府補助金額の 100/110、及び農業セクターを対象とする特定の肥料の販売に関し農業大臣が規定する最高小売価格の 100/110

法律で別記されない限り、全ての物品とサービスが課税物品と課税サービスとなる。税法上の「ネガティブリスト」において、非課税項目（例外あり）に分類される物品とサービスは以下のとおり。

非課税物品：

- a) 原油、天然ガス、地熱エネルギー、砂・採石、未加工の石炭、鉄鉱石、スズ鉱石、銅鉱石、銀鉱石、ボーキサイト等、鉱脈から直接採集される鉱産物
- b) 生活必需品：米、食塩、トウモロコシ、大豆、サゴ（原生林から採取する食用粉）
- c) ホテル、レストラン等で提供される飲食物、持ち帰りかどうかを問わず、ケータリング業者によって持ち込まれた飲食物も含む
- d) 貨幣、金、有価証券

非課税サービス：

- a) 医療サービス
- b) 福祉（例えば、孤児、葬儀）サービス
- c) 切手を使用する郵便サービス
- d) 金融サービス
- e) 保険サービス
- f) 宗教サービス
- g) 教育サービス
- h) 美術、エンターテインメント・サービス
- i) 広告宣伝用でないテレビ・ラジオ放送サービス
- j) 陸海の公共輸送、国際航空サービス
- k) マンパワー・サービス
- l) ホテルサービス
- m) 政府機関による公共サービス
- n) 駐車場サービス
- o) 硬貨を使った公共電話サービス
- p) 郵便為替を使った送金サービス
- q) フード・ケータリングサービス

付加価値税 (VAT) の申告

課税業者 (PKP / Pengusaha Kena Pajak) に指定された法人と個人は、毎月その事業活動を報告し、それに伴う VAT 債務を支払うことが義務付けられている。その結果として、基本的に VAT は各事業所ベースで処理されるため、管轄地域が異なる地方税務署 (KPP) 下におけるいくつかの事業所 (支店) を通じて法人が事業を運営している場合には、管轄地の地方税務署 (KPP) ごとに登録しなければならない。このような状況においては課税物品の社内 (支店間) 引渡しは VAT の対象となる。

しかしながら、国税総局 (DGT) に書面による通知を行うことで、法人はその VAT 申告を一元化することができ、それにより課税物品の社内引渡しを VAT の対象から除外できることとなった。また、以下のいずれかの税務署に登録している法人は、VAT 申告を一元化して行うことが要求される。

- a. 大規模納税者 (large taxpayers/LTO) 所轄税務署
- b. 外国投資企業 (Penanaman Modal Asing/PMA) 所轄税務署
- c. 特定の外国企業及び外国個人 (Badan dan Orang Asing/Badora) 所轄税務署
- d. 上場企業 (Perusahaan Masuk Bursa/PMB) 所轄税務署
- e. 中規模納税者 (medium-sized taxpayers/MTO) 所轄税務署

インプット・アウトプットの仕組み

VAT 債務は基本的にインプット・アウトプットの仕組みで精算される。基本的に課税商品や課税サービスの売り手は、買い手に VAT を請求する。売り手の立場からはこの VAT はアウトプット VAT (仮受 VAT、売上 VAT) である。買い手は VAT を売り主に支払わねばならず、これは買い手の立場からはインプット VAT (仮払 VAT、仕入 VAT) である。課税物品が買い手の事業に関連している範囲で、このインプット VAT は買い手のアウトプット VAT と相殺できる。同様に、売り手もアウトプット VAT と課税物品や課税サービスを取得した時に払ったインプット VAT とを相殺する。

特定の月のアウトプット VAT の累計額が同じ期間のインプット VAT の累計額を上回った場合、納税者は翌月末日までに、又は VAT 申告期限の前に、その差額、即ち超過分を納税する義務がある。反対に、特定の月のインプット VAT の累計額が同じ期間のアウトプット VAT の金額を上回った場合は、納税者は、年度末なら払い戻し還付の請求をすることができ、又は通常月は払い過ぎた分を翌月に以降に繰り越すことができる。

輸入品にかかる輸入 VAT と外国からのサービスフィー (技術援助サービス等) の消費や無形財産権 (ロイヤルティ等) の使用料に係わる「自己申告の VAT」は、標準的なインプット・アウトプットの仕組みの範囲で理解することができる。

つまり、非居住者の売り手もしくはサービス提供者はインドネシアの買い手・輸入業者に VAT を請求することができない (即ち、VAT インボイスを発行することができない) ので、インドネシアの買い手・輸入業者が、非居住者の売り手もしくはサービス提供者に代わって、その VAT を納付しなければならない。その輸入された物品や受けたサービスが輸入業者・サービスの受領者の事業遂行に関連している限り、それらのインプット VAT (輸入 VAT と自己申告の VAT) は、アウトプット VAT との相殺控除ができる。

しかしながら、「VAT 徴収役 (VAT Collector)」への課税物品と課税サービスの引渡しは、標準的な仕組みの例外である。現在、VAT 徴収役は、国庫 (State Treasury)、国営企業 (BUMN) 及びその子会社の一部か、生産分与契約 (PSC) の会社のいずれかである。

その名前が示すように、VAT 徴収役は、課税物品・課税サービスの引渡しにかかる課税業者 (売り手) への VAT を徴収し、売り手やサービス提供者に VAT を支払うのではなく、直接政府に納付することを要求されている。したがって、VAT 徴収役に課税物品や課税サービスの引渡しに従事する会社は、VAT の過払いになる傾向がある。

インプット VAT の相殺

VAT は月次ベースで国税総局 (DGT) に申告される。特定の課税期間 (月) のインプット VAT は、基本的には同じ課税期間のアウトプット VAT に対して相殺控除されなければならないが、その特定の課税期間の終了後 **3ヶ月以内** ならまだ相殺ができる。但し、インプット VAT を費用に計上していないこと、税務調査が未だ入っていないことが条件となる。

VAT インボイスが「有効」である (適切に作成されている) ことは、インプット VAT を相殺に使用するために特に大事である。VAT インボイスには、以下の最低限の情報として確実に記載されている必要がある。

- a. 課税物品・サービス提供者の氏名 (社名)、住所、納税者番号
- b. 物品・サービス購入者の氏名 (社名)、住所、納税者番号

- c. 物品・サービスの種類、数量、販売価格、料金、(該当する場合は)割引額
- d. VAT 徴収額
- e. 高級品売上税の徴収額(対象となる場合)
- f. 請求書のコード番号、連番、発行日付
- g. 請求書に署名する権限を有する管理者の氏名、役職名、及び署名

この上記の最低限の情報記載の要求を満たしていないと、インプット VAT インボイスは、相殺控除に使うことができない。課税業者 (PKP) は電子フォーマット (electronic *Faktur Pajak/ e-FP*) での VAT インボイスの作成が要求される。

VAT インボイスは以下の時点で発行されなければならない。

- a. 課税物品や課税サービスが引渡された時点
- b. 課税物品や課税サービスの引渡し前に支払いが受領された場合は、支払が受領された時点
- c. 作業段階で部分的引渡しがある場合、契約条件に基づく支払が受領された時点
- d. 財務省規則で規定されるような場合、その規定される時点

VAT の還付

還付申請は会計年度末に行うことができる。国税総局 (DGT) は、要件を完備した還付申請を受領した後、税務調査を行い、12ヶ月以内に VAT 還付申請に決定を下さなければならない。もし 12ヶ月以内に決定が出ない場合は法律により還付申請は承認されたとみなされる。

VAT 還付のための関連証拠資料は申請日から1ヶ月以内に国税総局に提出されなければならない。1ヶ月を過ぎて DGT に提出された全ての書類については、国税総局は VAT 還付の計算において無視することが許される。

「優良納税者 (golden taxpayer)」に指定された納税者は早期 (税務調査前) に VAT 還付を受ける資格が付与される。「優良納税者」の指定は、一定の期間内に税務申告書を適時に遅滞無く提出している、犯罪関与がないなどといった一定の基準を充足した納税者に対して国税総局 (DGT) から資格付与された地位である。この基準に従って、DGT は毎年、一定の納税者を優良納税者に指定している。納税者が一度この資格を付与されると、早期 VAT 還付の申請が認められる。この種の VAT 還付について、当該還付を要求する VAT 申告書に関連文書を添付する必要がある。この特権を使いたくない場合は DGT に書面で通知しなければならない。

税務調査前の還付は、要件を完備した還付申請を受領してから 1 ヶ月以内になされなければならない。国税総局 (DGT) は、早期 VAT 還付がなされた後に税務調査を行うことができ、その税務調査の結果、納税者が本来還付されるべき金額よりも多く VAT 還付を受けていた場合、その超過金額には 100% の罰金が課せられる。

一定の納税者 (物品やサービスの輸出業者、VAT 徴収役への供給業者、生産開始前の会社や VAT が徴収されない物品やサービスの供給業者で、一定の条件を満たす場合) は、月次で還付申請をすることができる。

VAT 免除優遇措置

戦略的物品の付加価値税免除

戦略的物品として規定される課税物品の輸入・国内供給は VAT が免除される。戦略的物品の指定は政府規則によって規定されており、現在、以下の物品が指定されている。

- a) 課税製品を製造するために必要な機械・工場設備などの資本財
- b) 畜産物 (狩猟・捕獲した動物を含む) および水産物 (漁獲・養殖した魚を含む)

- c) なめし加工されていない生皮
- d) 農業、プランテーション業、林業、酪農・畜産業用の種子および種苗
- e) 牛、家禽および魚類用の飼料とその原材料
- f) 銀製品用の顆粒および/または棒状の原材料
- g) 21 平方メートルから 36 平方メートルまでの共同住宅(フラット)
- h) 電気(ただし、6,600VA(ボルトアンペア)を超える家庭用電気を除く)
- i) 上水道会社によって供給される浄水

その他の VAT 免除優遇措置

国家が定める特定の目標・目的の達成を支援するため、以下の課税対象物品またはサービスの輸入および/または供給について VAT が免除される。

- a) 軍隊や警察で使用する兵器・弾薬、及び各種装備品
- b) 軍隊で使用する境界データおよび航空写真用の機器および交換部品
- c) 法定予防接種用の小児麻疹(ポリオ)ワクチン
- d) 教科書、宗教関係書籍
- e) 21 平方メートル未満の低価格住宅および低価格アパート、並びに低価格宿泊施設および特定基準が設けられた学生用宿泊施設
- f) 上記 e) の低価格宿泊施設および礼拝所の建設に提供されるサービス
- g) 21 平方メートル未満の低価格住宅および低価格アパートの賃貸
- h) 国際航路を運営する船会社に対して提供される特定の港湾サービス

VAT不徴収措置

インドネシア国内の運輸業の発展を目的とした特定の輸送手段および関連課税サービスについて、以下の課税物品または課税サービスの輸入および/または引渡しに関して VAT は徴収されない。

- a. 軍隊や警察で使用する輸送車両及び予備部品
- b. インドネシア国営の船会社、漁業会社、港湾運営会社、又は河川・湖沼管理会社およびフェリー事業者が使用する船舶およびこれに関する交換部品、並びに船用機器または安全設備
- c. インドネシア国営の航空会社が使用する航空機およびこれに関する交換部品、並びに航空機器、安全設備および修理・メンテナンス機器
- d. インドネシア国営の鉄道会社(Badan Usaha Penyelenggara Sarana atau Prasarana Perkeretaapian Umum)が使用する鉄道車両およびこれに関する交換部品、並びに修理、メンテナンスおよびインフラ整備用機器
- e. インドネシア国営の船会社、漁業会社、港湾運営会社、又は河川管理会社、湖沼渡航事業者およびフェリー事業者に提供される船舶リースサービス、港湾サービス、及び船舶管理またはドッキングサービス
- f. インドネシア国営の航空会社に提供される航空機リースサービス、及び航空機メンテナンスまたは修理サービス
- g. インドネシア国営の鉄道会社に提供される鉄道メンテナンスまたは修理サービス

その他のVAT不徴収措置

以下の事象について、VAT は徴収されない。

- a. 特別プロジェクトおよび特別地区に関する優遇措置下における物品またはサービスの輸送(関連する税制優遇措置については、31～34 ページを参照)
- b. 外国の港湾へ向けて/または外国の港湾から物品を輸送するガソリン船舶に対する特定の燃料の引渡し
- c. 金の延べ棒の生産用に処理するアノードスライム(陽極泥)の引渡し

高 級 品 売 上 税

VAT 以外に、特定の課税製造物品の供給と輸入には高級品売上税 (Luxury-goods Sales Tax, LST、奢侈品販売税ともいう) が課税される。特定の物品には LST は一度だけ課税される、即ち、その物品の輸入時、または居住者の製造業者によって他の企業に物品を供給した時のどちらかに課税される。LST は VAT と一緒に月次で申告される。物品の輸入業者または製造業者は LST を支払う責任がある。

LST の表示税率の要約は下記の通りである。要約に含まれる特定の品目は、それが常に LST が課税されること意味するものではないことを注意する必要がある。特定の品目に LST が課税されるかどうかは、特定の物品やその他の特質、容量、サイズや価格等の要素により決定される。

特定の品目に LST が課税されるかどうか、またその LST の税率を確認するためは、関連する HS コード (Harmonized System Code) に照らして関税率表 (Customs Book) を参照する必要がある。VAT と LST の法律では、LST は最高 200% まで課税可能であるが、現在、LST の税率は 10% から 125% である。

課税対象品 (自動車を除く)

	%	%	%	%	%	%
グループ	10	20	30	40	50	75
高級住宅・アパートメント、コンドミニアム、タウンハウス等		●				
気球、飛行船、及びその他の動力を持たない航空機				●		
ショットガン及びその他の弾薬、並びに銃火器およびその他の武器類 (政府用を除く)				●	●	
航空機 (行政用または商業用を除く)					●	
高級クルーザー (行政用および公共用を除く)						●

高級品売上税

課税対象品- 自動車

自動車の種類	駆動方式	エンジン	排気量(CC)	税率(%)
乗用車、座席数 10 未満 ● セダン/ステーションワゴン	全種類	火花点火	1500 以下 1500 超 3000 以下 3000 超	30 40 125
	全種類	圧縮点火(ディーゼル・セミディーゼル)	1500 以下 1500 超 2500 以下 2500 超	30 40 125
● セダン/ステーションワゴン以外	4x2	火花点火	1500 以下 1500 超 2500 以下 2500 超 3000 以下 3000 超	10 20 40 125
	4x2	圧縮点火(ディーゼル・セミディーゼル)	1500 以下 1500 超 2500 以下 2500 超	10 20 125
	4x4	火花点火	1500 以下 1500 超 3000 以下 3000 超	30 40 125
	4x4	圧縮点火(ディーゼル・セミディーゼル)	1500 以下 1500 超 2500 以下 2500 超	30 40 125
乗用車、座席数 10～15	全種類	全種類	全種類	10
ダブルキャビン車	全種類	全種類	全種類	20
特別目的車両 ● ゴルフカート(全種類) ● 雪地、海浜、山地移動用の車両 ● キャンプ・居住用のキャラバンタイプのトレーラー 及びセミトレーラー				50 60 125
二輪車			250 超 500 以下 500 超	60 125

関 税 及 び 物 品 税

輸入税は一般的に、輸入物品の関税課税価格の0%～150%の率で徴収される。
関税評価額は、コスト、保険及び運賃費用(CIF)に基づき計算される。

分類	物 品 例	税率(%)
自動車	乗用車及び商用車	5～50
自動車部品	コンプリート・ノックダウン生産方式によらない部品	0～7.5
	部品ごと	0～10
船舶	船、ボートと浮体構造物	0～5
航空機	バルーン、ヘリコプター、飛行機、パラシュート及び航空機発射装置	0
電化製品	カメラ、冷蔵庫、携帯電話、その他電化製品	0～15
繊維、繊維製品及びアクセサリ	バッグ、はきもの類、ハーネス、アパレル及び装身具等	5～35
飲料、エチルアルコール及びアルコール飲料	エチルアルコール、ジュース、ビール、ワイン、蒸留酒類及びその他飲料	5～150 もしくは 14,000 ル ピア/リットル
精油および樹脂	芳香性物質	5～150
農産物	動物・植物性製品	0～30
家具	ベッド、マットレス、ランプ及び照明器具、並びにその他の家具	5～20
玩具	玩具、ゲーム及びスポーツ用品、並びにその付属品	5～20
プラスチック	プラスチック及びプラスチック製品	0～25
ゴム	ゴム及びゴム製品	0～15
木材	木材及び木材製品	0～25
鉄鋼	鉄鋼及び鉄鋼製品	0～20
その他	化学薬品、医薬品、美術品、兵器及び弾薬、並びに楽器及びその他	0～40

インドネシア政府は貿易自由化政策の一環として、輸入税の引下げを段階的に実行している。ただし、安全保障、社会、及び文化的な観点から、特定の産業及び物品を保護するために引き続き高率の輸入税が適用される。
通常の輸入税率に加えて、アンチダンピング、セーフガード、補償および報復的輸入税率等、複数の追加税率が設けられている。

アセアン諸国における関税率

アセアン調達率が少なくとも 40%で、アセアン(ASEAN—Association of Southeast Asian Nations)諸国間で直接輸送される輸入品について一定の軽減税率が適用される。またインドネシア政府は 2010 年 1 月 1 日以降、アセアン物品貿易協定(ASEAN Trade In Goods Agreement(ATIGA))を履行している。この制度は、ほとんどの物品の輸入税を 0%にすることで、アセアン域内の取引を活発化させることを意図したものである。

自由貿易協定(FTA)下における関税率

インドネシアはまた他のアジア諸国と次の自由貿易地域協定を締結している。

- a. アセアン・中国 FTA(ACFTA)
- b. アセアン・韓国 FTA(AKFTA)

- c. アセアン・インド(AIFTA)
- d. アセアン・オーストラリア・ニュージーランド自由貿易協定(AANZFTA)
- e. インドネシア・パキスタン FTA(IPFTA)
- f. インドネシア・日本経済連携協定(IJEPA)

輸入税の減免・猶予措置

インドネシア政府は、現地産業および輸出産業発展のため、国内外投資者に対し輸入税減免および/または繰延優遇措置を提供している。このような優遇措置は、通常、VATや所得税のような他の税務優遇と組み合わせられている。

輸出税

輸出税は、関税評価額の特定のパーセンテージに基づき計算されるか、もしくは特定の通貨での料率又は数量に特別に基いて計算される。関税評価額は、貿易省が定める基準価格に従って、関税総局長が決定する。

分類	物 品 例	課税率・課税基準
皮革と木材	特定の毛皮動物から作られた皮革、ベニア板、樹脂合板、プレス合板	2%～25%
ココア豆		0%～15%
パームフルーツ、パーム原油(CPO)と関連製品	フレッシュ・フルーツ・バー、CPO、パーム・カーネル原油(CPKO)、硬化 CPO /CPKO、パーム・オイル 脂 肪 酸 (PFAD)、バイオディーゼル	0～262 米ドル/ メートルトン
精製鉱物製品	特定鉱物	0%～7.5%*
特定鉱物製品	特定のニッケルおよびボーキサイト	10%**

* 輸出税率は精錬所の建設進度に左右され、上記税率は2022年1月11日まで適用予定。

** 上記税率は 2022 年 1 月 11 日まで適用予定。

物品税

物品税が、社会への悪影響の可能性を勘案して配布や消費が管理される必要のある一定の物品に課せられる。現在、物品税が課せられる物品は、アルコール製品とタバコ製品である。

分類	課税基準
エチルアルコール	20,000ルピア/リットル
アルコール飲料	13,000ルピア/リットル～139,000ルピア/リットル
濃縮エチルアルコール	100,000ルピア/リットル
タバコ製品	10～110,000ルピア/本 またはグラム、もしくは特定タバコ製品には57%を適用

税 制 優 遇 措 置

このセクションではインドネシアにおける主な税制優遇措置の概要を述べる。税制優遇措置の適用状況は、個別の案件に応じて異なる場合がある。適用要件及び適用手続の詳細を以下に記載する。

所得税優遇措置

法人減税措置

インドネシア財務省は、商業生産開始後 5～15 年間にわたり法人税の 10～100%の減額を認める場合がある。5000 億～1 兆ルピアの新たな資本投資を計画する通信・情報産業については、最大で 50%の法人減税を享受できる場合がある。法人減税期間はインドネシアの国益に資すると判断される場合、最大で 20 年間延長することができる。この税制優遇措置は、広範囲に活動し、付加価値と高度な外部性を提供し、新技術を導入し、国家経済に戦略的価値をもたらす先端産業の企業を対象に実施される。現在、当該優遇措置は以下の産業を対象とする。

- 上流工程の金属工業
- 石油精製業、および/またはインフラ産業(官民パートナーシップ(PPP)スキーム下のインフラ産業も含む)
- 石油・ガスを供給源とする基礎有機化学産業
- 機械工業
- 通信・情報産業
- 海上輸送産業
- 農・林・水産品の加工業
- PPP スキームによらないその他の経済インフラ産業

申請書は投資調整庁(BKPM)長官に提出しなければならず、財務大臣への承認提案は、申請者の調査を行った後でBKPM長官が行なう。最新の規則では、申請書は2018年8月15日迄に財務大臣に提出しなければならない。

インバウンド投資インセンティブ

特定の指定産業や指定地域に投資する株式会社(PT)に対し、財務大臣は以下の税制優遇措置を実施する場合がある。

- 投資した資産を 6 年間譲渡しないことを条件に、投資総額の 30%相当額(6 年間にわたり年 5%ずつ)迄の純利益の減額
- 税務上の加速償却
- 欠損金の繰越期間を 10 年間迄延長
- 非居住者への支払配当に対する源泉税を 10%に軽減(租税条約の減額か低い方)

当該優遇措置を享受するためには、申請者は以下のいずれかの上位基準を満たさなければならない

- 高額な投資額または輸出目的の投資
- 高い労働力利用度、または
- 高い現地調達率

財務大臣による当該優遇措置の承認を得るためには、まず投資調整庁(BKPM)長官からの推薦を取得し、投資承認の申請書を提出しなければならない。

支店利益の再投資

恒久的施設(PE)が、インドネシアでの税引後利益を同年度又は、翌年度までに再投資した場合は、これら利益に課せられる支店のみなし配当税(Branch Profit Tax)を免除される。再投資は以下のいずれかの態様でなされる必要がある。

- 新規設立されたインドネシアの会社の創業者又は創業参加者としての資本参加
- 設立されたインドネシアの会社の株主としての資本参加
- インドネシアでの事業活動を遂行するため PE が使用される固定資産の取得
- インドネシアでの事業活動を遂行するため PE が使用する無形資産への投資

新規設立された会社の株式は、会社が商業生産を開始した日から、少なくとも 2 年間は譲渡できない。設立されたインドネシアの会社への投資、固定資産の取得、もしくは無形資産への投資に関しては投資から少なくとも 3 年間は譲渡できない。

上場会社に対する減税措置

次の条件を満たす上場会社に対し 5% の法人税引き下げが認められている。

- 会社の払込済株式の最低 40% 以上がインドネシア証券取引所 (IDX) に上場されていること
- 300 人以上の一般株主に保有され、各株主の持ち株比率は 5% 以下である

上記の 2 条件が、年間を通じて少なくとも 6 ヶ月 (183 日) 間維持される

特定の年度においてこれらの条件を 1 つでも満たさない場合、その年度には優遇措置は適用されない。

税務に影響しない合併 (Tax neutral-mergers)

事業合併、買収、事業結合や事業分割での資産の譲渡は、通常、市場価格でなされなければならない。そのようなリストラから結果として生じた利益は課税対象となり、損失は所得の控除として申告することができる。

他方で、国税総局 (DGT) の特別承認に基づいて、資産を帳簿価格で譲渡する形で、税務上の中立 (Neutral) の合併、事業結合または買収を行うことができる。国税総局の特別承認を取得するためには、当該合併、事業結合または買収計画は、事業目的テストに合格しなければならない。税務対策を目的とした協定は禁止され、合併される会社の税務上の損失は存続会社に引き継ぐことは許されない。

類似の具体的な国税総局承認を条件として、同様の優遇措置は事業分割にも適用できる。新規株式公開 (IPO) の登録は、この種の取引に要求される (シャリーア法にもとづくスピノフ取引は除く)。

奢侈品販売税 (LST) 優遇措置

自動車に対する LST インセンティブ

LST 優遇措置は、LST 税率が 10%、20%、30%、40% 及び 125% の「グリーン」カーに適用される。LST の課税ベースは販売価格から引き下げられ、より低率の LST が適用されるか、又は、特定の自動車には LST が免除される。

LST 税率	インセンティブプログラム
75%	先進的ディーゼル／ガソリンエンジン、及び二元（複合）燃料エンジン（CNG／LGV 転換キット）、バイオ燃料エンジン、ハイブリッドエンジン、並びにオイル燃料（もしくは同様のその他の燃料）の燃費がリッター当たり 20～28Km の CNG／LGV 専用エンジン技術を使用する自動車
50%	先進的ディーゼル／ガソリンエンジン、及び二元（複合）燃料エンジン（CNG／LGV 転換キット）、バイオ燃料エンジン、ハイブリッドエンジン、並びにオイル燃料（もしくは同様のその他の燃料）の燃費がリッター当たり 28Km 以上の CNG／LGV 専用エンジン技術を使用する自動車
0%	LCGC (Low Cost Green Car) で、低カーボン排出プログラムの自動車、以下の仕様でセダン又はステーション・ワゴン以外 1、1200CC までのガソリン・エンジン車または 2、1500CC までのディーゼル／セミディーゼル・エンジン車でオイル燃料（又はその他同様の燃料）の燃費が少なくとも 1 リッター当たり 20Km

外国借款及び外国援助による資金援助を受けた政府プロジェクト

外国借款、もしくは外国援助により資金調達された政府プロジェクトでは、関連する事業から稼得した収益に関して特別の税務処理が適用される。認定されるプロジェクトは、基本的にプロジェクト合意書(DIP)もしくはその他同様の書類で明記される。

元請の建設業者、コンサルタント及びサプライヤーは、外国援助もしくは外国借款によるプロジェクトに関して、その所得税債務は政府により負担される。この優遇措置は、二次レベルの建設業者、コンサルタント及びサプライヤーには適用されない。

上記以外に、元請の建設業者、コンサルタント及びサプライヤーは、外国援助もしくは外国借款の政府プロジェクトに関する物品の輸入や外国からの課税サービスもしくは無形財産権の使用に関して、次の税制優遇措置も享受できる。

- 輸入税 (Import Duty) の免除
- 付加価値税 (VAT) 及び高級品売上税 (LST) の不徴収
- 輸入にかかる第 22 条所得税の不徴収

認定されたプロジェクトの一部分が外国借款もしくは外国援助で資金調達されているだけの場合、税制優遇措置は外国借款もしくは外国援助の金額に比例配分して決定される。

経済特区

経済特区 (Kawasan Ekonomi Khusus/KEK) で事業を営む納税者は税制優遇措置を享受できる場合がある。経済特区で営む事業は、各経済特区を対象にそれぞれ決定される主要活動を網羅しなければならない。経済特区に指定される地域は別個の政府規則にて規定される。

経済特区における主要活動の生産チェーンに対し新たに資本投資を行なう納税者には、以下の法人減税措置が認められる場合がある。

投資計画	減税期間	軽減税率
1 兆ルピア超	10～25 年	20～100%
5000 億ルピア以上、1 兆ルピア以下	5～15 年	
5000 億ルピア未満	5～15 年	財務大臣の裁量

法人減税措置の申請を却下された納税者、及び経済特区において指定主要活動以外のその他の活動を営む納税者は、税制優遇規定で認められる、類似のインバウンド投資インセンティブの適用申請を行うことができる(詳細は、29 ページを参照のこと)。

上記の所得税優遇措置に加えて、経済特区における納税者は以下の税制優遇措置をも享受する権利を有する。

- ・ 特定物品の輸入にかかる VAT 及び LST の不徴収
- ・ 特定物品の輸入にかかる第 22 条所得税の不徴収
- ・ 物品税非課税品の生産に用いるための輸入物品の物品税免除
- ・ 資本財及び機器、並びに加工用の物品及び原材料にかかる輸入税の徴収の延期
- ・ 特定物品の国内調達にかかる VAT 及び LST の不徴収

総合経済発展地区

総合経済発展地区(KAPET)で事業を行う会社は、税務優遇を享受できる。KAPET の指定は、特定の大統領令により規定される。

KAPET 内の保税地区(Pengusaha Di Kawasan Berikat(PDKB))における事業者は、次のような税制優遇措置を利用できる場合がある。

- 所得税優遇措置下のインバウンド投資インセンティブに類似する所得税軽減措置
- 特定物品の輸入にかかる VAT 及び LST の不徴収
- 特定物品の輸入にかかる第 22 条所得税の免除
- 資本財及び設備、並びに加工用の物品及び材料にかかる輸入税徴収の延期
- 特定物品の国内調達にかかる VAT 及び LST の不徴収

保税蔵置エリア(Bonded Stockpiling Area)

現行規定では、保税増値エリア(Tempat Penimbunan Berikat)は以下の項目から構成される。

1. 保税地区
2. 保税倉庫
3. 保税展示場
4. 免税店
5. 保税競売場
6. 保税リサイクルエリア
7. 保税物流センター

上記の項目で利用できる税制優遇措置は以下の通りである。

- ・ 特定物品の輸入にかかる VAT 及び LST の不徴収
- ・ 特定物品の輸入にかかる第 22 条所得税の不徴収
- ・ 特定物品にかかる輸入税徴収の延期
- ・ 特定物品の輸入にかかる物品税の免除
- ・ 特定物品の国内調達にかかる VAT 及び LST の不徴収

以下のセクションでは、保税増値エリア内の保税地区、保税倉庫及び保税物流センターについて概要を述べる。

保稅地区(Bonded Zone)

保稅地区(Kawasan Berikat / KB)は、主に輸出向けの最終製品を生産する企業のための優遇措置であり、一方で、前年の輸出実績金額と、又は他の保稅地区/自由貿易区/經濟特區への販売金額の50%を限度に国内販売することができる。輸入税、VAT、LSTおよび第22条所得税もまた機械類の輸入には免除される。

保稅倉庫(Bonded Warehouse)

保稅倉庫(Gudang Berikat)関連の優遇措置は、単一もしくは複数の活動により1年以内に加工できる輸入品の保存を目的に使用される。

保稅物流センター(Bonded Logistic Center)

保稅物流センター(Pusat Logistik Berikat)関連の優遇措置は保稅倉庫関連のそれに類似するが、保稅物流センターはインドネシア關稅地域(Indonesia Customs Area)外からの輸入品、および/またはインドネシア關稅地域内の他の場所からの物品(単一もしくは複数の単純な活動により3年以内に加工できる物品)の保存を目的に使用される。

自由貿易地区(Free Trade Zone)

自由貿易地区(Kawasan Perdagangan Bebas)に入る物品、及び自由貿易地区内の会社間で引渡される物品は、稅制優遇措置の対象となる場合がある。

FTZにおける納稅者は、以下の稅制優遇措置の申請を行うことができる。

- 特定物品の輸入にかかるVAT及びLSTの免除
- 特定物品の輸入にかかる第22条所得稅の不徵收
- 特定物品にかかる輸入稅の免除
- 特定物品の輸入にかかる物品稅の免除
- 特定物品の国内調達にかかるVAT及びLSTの不徵收
- 無形財及び課稅サービスの取引にかかるVATの免除(その他のインドネシア關稅地域および保稅蔵置エリアまたは經濟特區の企業に提供された分を除く)

工業地区(Industrial Zone)

工業地区(Kawasan Industri(KI))決定と許認可は同政府の承認を必要とする。適用可能な稅制優遇措置は、工業地区における工業開發地域(Wilayah Pengembangan Industri(WPI))の種類により異なる。

1. 先進工業開發地域(WPI Maju(以下、「WPIM」))
2. 發展途上工業開發地域(WPI Berkembang(以下、「WPIB」))
3. ポテンシャルⅠ工業開發地域(WPI Potensial I(以下、「WPIP I」))
4. ポテンシャルⅡ工業開發地域(WPI Potensial II(以下、「WPIP II」))

以下に、工業開発地域の種類別に適用可能な税制優遇措置をまとめる。

税制優遇措置	WPIM*	WPB	WPIP I	WPIP II
商業生産開始から5～15年の間に 納税義務の生じる法人税の10～100%の減税	✓	-	-	✓
所得税優遇措置下のインバウンド投資 インセンティブに類似する所得税軽減措置	✓	✓	✓	✓
付加価値税課税対象製品の製造に直接使用される 機械設備(スペアパーツを除く)の輸入/購入にかかる 付加価値税の免除	✓	✓	✓	✓
製品の製造/サービスの提供に使用される機械または 原材料にかかる輸入税の免除**	✓	✓	✓	✓

注)

* WPIMでは、法人減税措置またはインバウンド投資インセンティブのいずれかのみ適用申請できる。

** 輸入税免除の適用期間は、工業開発地域の種類および各納税者の事業の段階(例えば、建設段階、創業準備段階)により異なる。

官民パートナーシップ(Public Private Partnership)

官民パートナーシップ(Kerjasama Pemerintah dengan Badan Usaha)は、政府機関と民間企業との間のインフラ及び社会保障サービスの提供に関する協力を推進・改善することを目的としたものである。官民パートナーシップは、プロジェクトの担当機関が提出する提案書(プロポーザル)に基づき、財務大臣が承認する。

BKPM マスターリスト優遇措置

BKPMは機械類および原材料の輸入に関するマスターリスト発行を通じて輸入税免除措置を提供する場合がある。輸入業者は、国税総局の承認を得ることで、VAT、LSTおよび/または第22条所得税の免除を受けることができる。

輸出を対象とした税金免除及び還付制度

製品の製造においてその全量が輸出対象である生産行為には、輸入簡易化制度(Kemudahan Impor Tujuan Ekspor / KITE)が適用され、以下の優遇措置が利用できる。

KITE 免除(KITE Exemption)

この免除制度は、ほとんどの原材料について、それに基づく完成品が輸出されることを条件に、関税を納付することなく、輸入することができる制度である。このような輸入では VAT もしくは LST はいずれも徴収されない。

また、中小企業に対しては、運営要件が緩和される追加のインセンティブが利用できる。さらに、原材料だけでなく機械設備の輸入にも、関税、VAT および/または LST 免除が適用される。

KITE 払戻し(KITE Drawback)

この払戻し制度は、既に輸出された完成品の一部をなす輸入原材料の輸入時に課された関税について、払戻し請求することを認める制度である。

土 地・建 物（不 動 産）税

土地・建物税(PBB / Pajak Bumi dan Bangunan)は、不動産税であり、免除されていない限り、すべての土地、または建物、もしくはその両方に課される。土地・建物税が課せられない土地・建物が記載される「ネガティブリスト(土地建物税の免除リスト)」にに含まれるものは以下の通りである。

- 中央及び地方政府により統治目的で使われるもの
- 宗教、社会福祉、医療関係、教育と文化の分野で公共の福祉だけを目的として使われ、利益の稼得を目的としないもの
- 墓地や考古学的遺跡等のために使われるもの
- 保護森林、自然保護地区、観光のための森林、国立公園、村落の管理下にある牧草地、その他の国有地を構成するもの
- 大使館・領事館に使われるもの、但し相手国がインドネシアに対して同様の措置をとることを条件とする
- 財務省によって決定された特定の国際組織の事務所や駐在員事務所に使われるもの

土地・建物税は、地方税・地方罰則(Pajak Daerah dan Retribusi Daerah/ PDRD)法により統轄される地方税の一つであり、各地方政府は、管轄地域の土地・建物税を規定するためにその地方政府規則(Peraturan Daerah/ PERDA)を発行している。

土地・建物税及び地方税・地方罰則法は、別個の規則により規定される以下の産業を除く、すべての土地と建物を網羅する。

- 林業
- プランテーション業
- 鉱物及び石炭鉱業
- 石油、ガス及び地熱関連産業
- 地方管轄地域外の国の管轄する水域に位置するその他の産業

土地・不動産税(PBB)は、地方政府から発行される納税義務通知書(Surat Pemberitahuan Pajak Terhutang/ SPPT)に従って毎年支払う義務がある。

納税義務者につき、「土地の権利を所有する」、「建物を所有または管理する」、「それら土地・建物から恩恵を受けている」個人または組織が、その土地・建物の区画に関する土地・建物税の納税義務者である。

地方税・地方罰則(PDRD)法のもとでは、土地・建物税率は最大で 0.3%で、税金金額は、不動産課税評価額(NJOP)の非課税分を減額したあとの NJOP に税率を適用して計算される。非課税分の NJOP は最低で 1,000 万ルピアである。これらの変更はすべて地方政府規則(PERDA)を発行して行う必要がある。

土地・建物の権利に係る譲渡税

土地・建物の権利を譲渡する場合には、譲渡する側に土地・建物の権利譲渡にかかるみなし利益に関して所得税が発生する。この税金は「譲渡総額(課税標準)」の **2.5%**に設定されている。

しかしながら、不動産開発事業を営む納税者が行った簡易ハウスと簡易アパートメントの譲渡に関しては、税率は 1%である。この税金は譲渡人に土地・建物の権利を移転するまでに支払われなければならない。支払われる税金は全て最終税金となる。

一般的に、課税標準は、関連する土地・建物の譲渡証書に記載される取引額、または受け取るべき実際の取引価額に基づく売買契約書(Perjanjian Pengikatan Jual Beli)に記載される取引額のいずれか高い方となる。また、政府への譲渡ではこの譲渡総額は、関連する政府官によって公式査定された金額である。政府主催のオークションの場合、この譲渡総額はオークションに関連する公正証書に記載された金額である。

公証人は、この 5%の税金が全部支払われるまでは、権利移転証書に公証署名をすることを禁じられている。

土地・建物の権利に係る取得税

土地建物の権利の移転があると、基本的にその権利を受けたか又は取得した側に、不動産取得税(BPHTB / Bea Pengalihan Hak atas Tanah dan Bangunan)が発生する。不動産取得税もまた、地方政府(PDRD)規則に統括される地方税の一つである。課税対象となる土地建物の権利の移転には、売買取引、下取り取引、贈与、相続、会社への寄付、権利の分割、入札での買い手指名、法律の強制力に基づく判決の執行、事業合併、事業結合、事業拡張、賞品授与が含まれる。

不動産取得税(BPHTB)は、課税対象取得価額(Nilai Perolehan Objek Pajak / NPOP)に基づき、NPOP は、ほとんどの場合、実際の市場取引価額、もしくは対象となる土地建物の不動産課税評価額(NJOP)のどちらか高い価額である。特定の取引での税額は、その対象となるNPOP から課税免除価額を差引いた金額に、税率(5%)を適用して決定される。課税免除価額は6,000万ルピア以下の範囲で各地方政府により決定され、また、土地建物を相続によって取得した場合の免税価額は3億ルピア以下の範囲で各地方政府によって決定される。政府は、政府規定にて免除価額を変更できる。

不動産取得税(BPHTB)は、基本的に公証人の前で関連する土地建物移転証書に署名した日が納税期日となる。但し、事業合併・結合・拡張の場合は、事業合併・結合・拡張の契約書の署名日が納税期日となり、入札の場合は、権限者による入札報告書の署名日が納税期日となる。

公証人は、不動産取得税(BPHTB)が支払われるまでは、権利移転証書に公証署名をすることを禁じられている。

印 紙 税

インドネシアにおける印紙税は、書類の種類等に応じて、6,000 もしくは 3,000 ルピアと少額である。

印紙税の対象となる書類には次のようなものがある。

- a. 同意書、その他の書状(委任状、贈呈書、証書など)、事実・行為・条件の証拠／証明となる書類
- b. 公証証書とそのコピー
- c. 土地権利登記役人(PPAT/ Pejabat Pembuat Akta Tanah)によって作成された土地の権利証書とそのコピー
- d. 金額が記載してある以下のような書類
 - 金銭領収書
 - 銀行の預金証明書
 - 銀行口座の残高証明書
 - ローンの部分的・全額返済に関する領収書、通知書など
 - 様々な重要書類、例えば手形、支払約定書、受取書など
 - すべての有価証券類
 - 小切手
- e. 裁判所において証拠として利用される書類
 - 通常の手簡または内部書類
 - 本来の使用目的では印紙税免除である書類であっても、その本来の目的を離れて他の目的のためあるいは他の関係者に使用されるもの

上記、a、b、c 及び e は 6,000 ルピア、d は記載されている金額が 1,000,000 ルピアを超える場合は 6,000 ルピア、金額が 250,000 ルピア以上 1,000,000 ルピア以下の場合は、3,000 ルピアの印紙税の対象となる。金額記載が 250,000 ルピア未満の場合は印紙税の対象とならない。小切手については記載金額に関係なく一律 3,000 ルピアの印紙税の対象となる。

納 税 及 び 税 務 申 告

特定の期間や年の税務債務は、基本的に、指定された納税受付銀行 (Bank Persepsi) を通じて国庫へ納税され、その後、納税申告書を税務署に提出して納税明細が説明される。納税者は、特定の税金につき、月次、年次、あるいは月次と年次の両方で、納税し税務申告書を提出しなければならない(課題となる税金の種類による)。税金納付は一般的に、電子的手段を通じて行われる。納税申告も同様に電子的手段で行うことができる。

これらの税務申告義務の要約は以下の通りである。

月次税務申告の義務

税金の種類	納税期限	申告書提出期限
1、第 21/26 条所得税(従業員所得税)	翌月 10 日	翌月 20 日
2、第 23/26 条所得税(源泉所得税)	翌月 10 日	翌月 20 日
3、第 25 条所得税(法人税月次前払)	翌月 15 日	翌月 20 日
4、第 22 条所得税(輸入時前払税)	翌月 10 日	翌月 20 日
5、第 4 条 2 項所得税(源泉所得税)	翌月 10 日	翌月 20 日
6、VAT と LST - 一般課税企業	申告書提出前	翌月末日
7、VAT と LST - VAT 徴収役	申告書提出前	翌月末日

年次税務申告の義務

税金の種類	納税期限	申告書提出期限
1、法人税	事業年度末から 4 ヶ月目、 但し申告書提出前	事業年度末から 4 ヶ月目の末日
2、個人所得税	暦年末から 3 ヶ月目、 但し申告書提出前	暦年末から 3 ヶ月目の末日
3、土地建物税 (PBB)	税務署からの税額通知書 (SPPT) 受領日から 6 ヶ月	N/A

上記の税金の支払遅延には、月利 2% (最高 48%) での遅延利息が課せられる。1 ヶ月以内 (例えば、1 日) の遅れは遅延利息計算上、1 ヶ月の遅れとしてみなされ月利 2% が課される。

また申告書の提出遅延や不履行には以下の金額の罰金が課される。

申告書の種類	罰金 (ルピア)
1、月次 VAT 申告書	500,000
2、その他の月次申告書	100,000
3、年次個人所得税申告書	100,000
4、年次法人税申告書	1,000,000

納 税 及 び 税 務 申 告

年次申告書の提出期限の延長

年次所得税申告書に関して、納税者は法定の期限に加え年次申告書の提出期間を、最長 2 ヶ月迄延長することが許される。延長のためには法定の期日前に、法人税の仮計算書を添付して国税総局(DGT)に書面にて通知をしなければならない。法人税課税がある場合は、仮計算書をベースに延長通知の前に税金を納税しなければならない。最終確定税金計算に基づく税金額が、この仮計算額よりも多かった場合は、過少差額に対して過少分が支払われるまでの期間につき月利 2%の遅延利息が課される。

警告書と税金査定書

法定の期限までに特定の税務申告書が提出されなかった場合、国税総局(DGT)は当該納税者に警告書を発行することができる。警告書は、基本的に、納税者に警告書の日付から 30 日以内に税務申告書を提出することを要求する。この警告書が無視された場合には、国税総局はさらに公式な税金査定書を、査定額の 50%の罰金をつけて発行することができる。

申告書提出の一元化

通常、法人税と個人所得税を除き、税金は基本的に非一元化ベースで申告書が提出される。つまり、国内に広く事業単位(支店)をもつ会社は、その支店が登録されている管轄の地方税務署に納税申告を行わなければならない。VAT 申告の一元化については、21~22 ページを参照のこと。

電子申告

一般的に、特定の納税者を除き、税務申告書は主に電子書式を用いて提出される(電子申告、「e-tax return」)。納税申告は、(1)従来の方法(すなわち、申告書のハードコピー及びソフトコピーの管轄税務署への提出)、(2)国税総局のウェブサイトを通じた電子申告(個人の場合のみ)、(3)アプリケーション・サービス・プロバイダーを利用した申告(e-filing)のいずれかを通じて行うことができる。

会 計 帳 簿

会計帳簿

一般に、税務目的では会社の会計帳簿は、税法が別途規定していない限り、一般に公正妥当と認められる会計基準(会計原則)に従って作成保持されなければならない。通常、会計帳簿は、ルピア建てで記帳され、インドネシア語で作成されてインドネシア国内に保管されなければならない。

英語・米ドル建て記帳

国税総局(DGT)の特別承認をとって、外資企業(PMA / Penanaman Modal Asing)、外国会社の恒久的施設(PE)、その他の外国企業の子会社、海外で上場している納税者、インドネシアの会計基準書／会計原則(SAK, Standar Akuntansi Keuangan)に従って機能通貨が米ドルで財務諸表を表示する納税者は、会計帳簿を米ドル建てで行い、英語で作成することができる。集合投資契約(KIK, collective investment contract)は、米ドル建ての投資ファンドを発行するかぎり米ドル建て会計を採用する資格が与えられる。

国税総局の承認のための申請は、米ドル建て会計年度開始の 3 ヶ月以上前に国税総局に提出しなければならない。(訳注、新規設立会社の場合は、会社設立書の署名日から 3 ヶ月以内に同様な申請を行い、承認を取得すれば初年度からドル建て記帳ができる。)国税総局は 1 ヶ月以内に申請を決定する義務があり、1 ヶ月以内に決定がなされない場合には自動的に承認されたとみなされる。

政府との生産分与(PSC, Production Sharing Contract)契約や作業契約(CoW, Contract of Work)で管理される企業は、国税総局への書面で通知するだけで、米ドル建て会計と英語記帳を採用することができる。この書面通知は、米ドル建て会計年度開始の 1 ヶ月以上前に国税総局に提出されなければならない。

企業はまた、英語で記帳しながら、ルピア建てで会計を行うこともできる。その場合は、会社は英語記帳を採用する会計年度の開始から 3 ヶ月以内に国税総局に書面で通知するだけでよい。

英語以外の外国言語の使用と米ドル以外の外国通貨での記帳は認められない。使用される通貨と言語にかかわらず、会社は基本的にルピア通貨で税務債務を支払い、(但し、PSC 会社を除く)、税務申告書はインドネシア語で提出しなければならない。法人税に関する項目は、年次法人税申告書にてドルとルピアを併記して表示される。

米ドル会計の採用が承認された企業は、国税総局の特別承認に基づきルピア会計に戻ることができる。但し、一旦そのような承認を得た場合、企業は米ドル会計を取り消してから 5 年間は米ドル建て会計採用の承認を再申請することはできない。

税務調査及び税務査定書

インドネシアの税制は「自己申告」制度を採っており、納税者は自ら現行の税法と税務規則に従って自己の税金を計算し、支払い、報告することを任されている。しかしながら、税務当局は、その後に、税法規則に従ってこの自己申告が適切になされているかを確かめるため、税務調査(Tax Audit)を行い、その結果に従い、税務査定書(Tax Assessment)を発行することができる。

税務調査

企業の税務調査は、特定の税務期間(税務月)もしくは税務年度について、特定の税金だけカバーするか、もしくは全ての税金をカバーして行われる。税務調査は、対象企業の敷地内、税務署内、もしくはその両方で実施される。

税務調査を誘発する状況

税金還付請求は、常に税務調査の誘因となる。国税総局は還付請求について 12 ヶ月以内に決定を下すことを要求されるため、それに応える税務調査は基本的に、還付請求日から数週間、遅くとも数ヶ月以内に開始される。法人税の還付請求の場合は、通常、全ての税金に対する完全な税務調査が入る。その他の税金の還付請求は、通常、一種類の特定の税金に対する税務調査が入る。国税総局は税務調査の範囲をその他の税金を含めて広げようとしているようである。

以下のような状況も税務調査の引き金となる場合がある。

- 税務申告書が過払ポジションの場合(必ずしも還付請求を伴うものではない)
- 年次法人税申告書が税務損失を計上している場合
- 会計年度や記帳方法が変更された場合、又は固定資産の再評価がなされた場合
- 税務申告書が規定の期間内に提出されなかった、又は警告書に記載される期日を過ぎて申告書が提出されたために、リスク分析に基づき税務調査の対象となる場合
- 税務申告書が国税総局の特定の基準(非公開)を満たす場合(訳注:例えば、企業合併などの組織再編成や事業年度の変更など)

また、特定の状況下において特別税務調査が実施される場合があり、通常の税務調査とは異なる期間や手続に従う場合がある。

1ヶ月ルール

税務調査の対象となる納税者は税務調査官から要求された書類と情報を、要請日から 1 ヶ月以内に提供することが要求される。納税者に関係会社との取引がある場合には、これらには移転価格書類が含まれる場合もある。1ヶ月以内に書類と情報を提出できなかった場合は、国税総局(税務調査官)の裁量ベースで税務債務が決定されることがある。その書類と情報が1ヶ月以内に提出されない場合には、納税者は査定された税金額を後日論争するためにその書類と情報を使うことができない。

最終検討会議(クロージング・コンファレンス)

税務調査の最終段階では、税務調査官から税務調査中の納税者に、税務調査官の提示する税務更正を含む税務調査の発覚事項が書面(SPHP)で通知される。税務調査の発覚事項について合意できない場合、納税者は、税務調査官との税務調査の発覚事項についての最終検討会議(closing conference)に出席する前、通知書の日付から 7-10 営業日以内にその通知に対して書面で反論を回答しなければならない。

税務調査及び税務査定書

最終検討会議(クロージング・コンファレンス)(続き)

特定の月次や年次の特定の税金に対して税務査定書が一旦発行されても、特定の期限内(対象となる税務年度により 5 年もしくは 10 年)に、税務申告書と／もしくは税務調査の中で適切に開示されなかった新しい資料や一定の情報が見つかった範囲内で、さらに「追加税務査定書(SKPKBT)」が発行されることもある。追加支払不足税務査定書(AUTAL)は、基本的に、要納税額に 100%の罰金が追加される。しかしながら、国税総局が税務調査を行い SKPKBT を発行する前に納税者の自発的な開示にもとづき SKPKBT が発行される場合はこの追加追徴を避けることができるかもしれない。

特定の期限内(上記)に税務査定書が発行されない場合には、税務申告書で報告された納税額は確定とみなされる。それにもかかわらず、裁判の判決によって納税者が犯罪を犯したと認められる場合は、特定の期限の後であっても追徴税務査定書(SKPKB)や追加追徴税務査定書(SKPKBT)が発行される場合がある。そのような状況の下で発行される追徴税務査定書や追加追徴税務査定書には、追徴額に 48%の遅延利息(月利 2%の 24 ヶ月分)が課される。

最終検討会議で、納税者は、税務調査指摘事項に関する納税者の意見を再主張し、関連する証拠書類を表明することができる。税務調査での発覚事項の議論の中で依然として論争がある場合には、納税者は、地方税務局の品質保証チーム(QAT)との検討を要求することができる。この検討は品質保証チームの作成する覚書に記録される。

税務調査官は、税務調査発覚事項の通知への納税者の回答や、品質保証チームとの検討の結果や最終検討会議での議論を考慮し、提示された税務更正を変更する場合もある。

最終検討会議の結果はその後、「最終検討会議書類」に要約され、納税者は、そこに提示された税務更正の各々の項目について、「合意する」か「合意しない」旨を記述する。その書類にはまた、納税者の議論のどの部分が税務調査官に受理されたか、それに従ってどの特定の税務更正が取消または減額となったかも記載される。最終検討会議の終了時に、税務調査官と納税者は最終検討会議書類に署名しなければならない。

最終検討会議は、当初の招聘状の日付から最長 3 週間で完了されなければならない。最終検討会議の書類上で合意した税務更正項目は、その書類に基づき発行された税務査定書に関して、納税者が支払わなければならない最小限の金額の基礎となる。

税務調査の結了

税務調査の法律上の最終書面は、主に、税務査定書(SKP, Tax Assessment Letters)と税務追徴書(STP, Tax Collection Letters)からなり、これらは最終検討会議書類に基づかなければならない。税務追徴書は基本的に、罰金を徴収する法律上の手段ともなる。その他の状況下で、税務追徴書はまた、国税総局が当期中に特定の税務期間の要納税額とそれに遅延利息を課して徴収するために使われる。

税務調査及び税務査定書

税務査定書

1 つの税務査定書は、1 つの特定の税務期間又は年度に対し、1 つの特定の税金毎に発行され、基本的に次の項目を含んでいる。

- 要納税額
- 税金控除額(訳注、前払税金など)
- 要納税額と税金控除額との間の正味残高(過払、差引ゼロ、または支払不足)と
- 課徴金(遅延利息や加重金)

税務査定書の種類

税務査定書には、要納税額と税金控除額との正味残高に応じて、次の 3 種類がある。

- 過払税務査定書(SKPLB)、要納税額が税金控除額を下回る場合
- 支払不足税務査定書(SKPKB)、要納税額が税金控除額を上回る場合
- ゼロ税務査定書(SKPN)、要納税額が税金控除額と同額の場合

上記の支払不足税務査定書(SKPKB)が発行される場合は、基本的に以下の課徴金が含まれてくる。

- 月次 2%の遅延利息、但し最大 24 ヶ月まで
- 所得税債務では 50%追加
- 源泉税では 100%追加
- VAT と LST 債務では 100%追加

どの罰金が課されるかは、納税者が犯した不正行為の種類で決まる。罰金の金額は基本的に、支払不足額に料率を掛けて決定される。

税務調査に基づく税務査定書の発行とは別に、国税総局はまた、特定の期間内に税務申告書を提出すべき警告書を無視した納税者や会計基準に従って会計帳簿を作成保持していない納税者に、職権で税務査定書を発行することができる。

税務調査及び税務査定書

税務査定書の支払

税務査定書に基づく追徴納税額は当該税務査定書の発行日から1ヶ月以内に支払われなければならない。納税者が追徴納税額を支払わず、異議申立てに進まない場合は、追徴納税額は、物品の差押令状を使って回収される。

税務時効

現行の国税総則法では、国税総局(DGT)は、2008 年以降の年度について、税務債務の発生時、税務期間(月)もしくは課税年度(その一部)の終了時から、5 年以内に、支払不足税務査定書を発行できる。

特定の月次や年次の特定の税金に対して税務査定書が一旦発行されても、特定の期限内(対象となる税務年度により 5 年もしくは 10 年)に、税務申告書と／もしくは税務調査の中で適切に開示されなかった新しい資料や一定の情報が見つかった範囲内で、さらに「追加支払不足税務査定書(SKPKBT / Surat Ketetapan Pajak Kurang Bayar Tambahan)」が発行されることもある。追加支払不足税務査定書は、基本的に、要納税額に 100%の罰金が追加される。しかしながら、国税総局が税務調査を行いSKPKBTを発行する前に納税者の自発的な開示にもとづき SKPKBT が発行される場合はこの追徴を避けることができるかもしれない。

特定の期限内(上記)に税務査定書が発行されない場合には、税務申告書で報告された納税額は確定とみなされる。それにもかかわらず、裁判の判決によって納税者が犯罪を犯したと認められる場合は、特定の期限の後であっても追徴税務査定書(SKPKB)や追加追徴税務査定書(SKPKBT)が発行される場合がある。そのような状況の下で発行される追徴税務査定書や追加追徴税務査定書には、追徴額に 48%の遅延利息(月利 2%の 24 ヶ月分)が課される。

差 押 令 状 及 び 税 金 徴 収

法律上の税務更正書が所定の期日迄に支払われなかった場合、国税総局(DGT)は法律により納税者に差押令状(Distress Warrant)を発行することが許される。この手段となる証書には以下の書類が含まれる。

- 税金追徴書(STP)
- 支払不足税金査定書(SKPKB)
- 追加の支払不足税務査定書(SKPKBT)
- 税務異議申立決定書(納税者に追加納税を要求するもの)
- 税務裁判決定(判決)(納税者に追加納税を要求するもの)
- 訂正決定書(Revision Decision Letters)(納税者に追加納税を要求するもの)

これらに関連する納税者は、税金追徴証書に記載される税金支払不足を、証書の日付から 1 ヶ月以内に支払うことが要求される。一般的に、支払の遅延には月利 2 %の遅延利息が課せられる。

現行の国税通則法の下では、特定の税務査定書に関して異議申立、もしくは次の段階の控訴に進んだ場合は、納税者は税務調査の最終検討会議で合意した金額だけを最低限、支払う義務がある。

最終検討会議の中で合意しなかった税務査定書の残りの部分は、異議申立での国税総局が納税者にその却下の決定を下した後か、もしくは控訴での税務裁判で納税者が敗訴した後にのみ支払い義務がでる。

税金支払不足が猶予期間内に支払われない場合、国税総局(DGT)は、「差押え(Distress Warrant)」の実行手順として、以下の手続きをとることができる。

- a. 税金支払不足(追徴税金)が期限後の 7 日以内に支払われない場合、「警告書(Warning Letter(Surat Teguran))」が発行される。
- b. 追徴税金が警告書の日付から 21 日以内に支払われない場合は、差押令状(Distress Warrant(Surat Paksa))が発行される。
- c. 追徴税金がその差押令状の発行から 48 時間以内に支払われない場合は、押収命令(Confiscation Order(Surat Sita))が発行される。
- d. 追徴税金が押収命令の発行から 14 日以内に支払われない場合は、差押資産に関して、入札告知が公示される。
- e. 追徴税金が入札告知から 14 日以内に支払われない場合は、公開入札が執行される。

税 務 紛 争 及 び そ の 解 決

納税者と国税総局(DGT)との間の税務紛争は、一般的に、納税者が納得できない税金査定書や税金追徴書がDGTから発行されたことにより起こる。

税金追徴査定書、追加追徴査定書と税金追徴書は、法律上の税金徴収証書を構成し、これらに基づき、納税者が期日までに追徴税金を支払わなかった場合、国税総局(DGT)は差押令状を発行することができる。国税総局が差押令状を執行する方法に関連して、当事者間で、さらに税務紛争が持ち上がる場合もある(訳注、銀行口座が凍結された場合等)。これとは別に、一方の納税者が他方の納税者への支払金額から税金を過度に源泉したという理由で、両者の納税者間でも税務紛争が起こる可能性もある。

そのような税務紛争を解決するために利用される方法は、以下の通りである。

異議申立(Objections)

税金査定書に不服がある場合、納税者は、その発行日から3ヶ月以内に、国税総局(DGT)に対して異議申立(Keberatan)をすることができる。異議申立書には、納税者の計算に従った要納税額を記載しDGTの税金査定書に同意しない理由を記述しなければならない。

国税総局は、異議申立を受領した日から12ヶ月以内に決定を下す義務があり、12ヶ月以内に決定が下されなかった場合、納税者側の申立が自動的に国税総局によって認められたものとみなされる。

異議申立が国税総局により却下された場合に、未払税金には50%の追加課徴金が課される。しかしながら、未払税金と追加課徴金は、納税者が異議申立の決定に対して税務裁判所に控訴した場合は支払う必要はない。

第三者に徴収された源泉税に関する異議申立も、納税者から国税総局(DGT)に対して提出される。異議申立の提出期限やDGTがそれに関して決定する期限は、このタイプの異議申立でも同じである。

控訴(Appeals)

納税者が国税総局(DGT)の異議申立の審査決定の全部もしくはその一部を受諾しない場合、納税者はDGTの異議申立の審査決定の受領日から3ヶ月以内に税務裁判所に控訴(Banding)できる。DGTの異議申立の審査決定で要納税額の支払が要求される場合は、控訴を提出する前に少なくともその要納税額の50%を支払わなければならない。一方、現行の国税総則法によれば、納税者は税務調査の最終検討会議で合意した金額だけを払うことが要求されているだけである。これは税法と裁判法との間でのミスマッチ(ずれ)を生じさせているが、現在、税務裁判所は、一般的に国税総則法に従っている。

税務裁判所は、基本的に12ヶ月以内に訴えに対し判決を下さなければならない。税務裁判所の判決で言い渡された支払不足税金額は100%の課徴金が課される。

税 務 紛 争 及 び そ の 解 決

税務紛争の解決のためのその他の方法

納税者の要求に従って、もしくはその公的な立場から国税総局(DGT)は税金査定書、税金追徴書もしくはそれらの書状に基づき発行された派生的決定書を修正もしくは取り消すことが許されている。派生的決定書には、以下のものが含まれる。

- 異議申立の審査決定書
- 罰金の減額もしくは取消決定書
- 税金査定書の減額もしくは取消決定書
- 過払い税金の早期還付決定書

特定の税金査定書に関して国税総局(DGT)との論争を解決するため、異議申立の申請他に納税者から「修正要求」(Correction Request)を行う手段がある。この方策はまた、事実上どんな国税総局の決定から生じるその他の税務紛争にも適用できる。

国税総局は、その提出日の 6 ヶ月以内に「修正要求」に対する決定を発行しなければならない。修正要求が 6 ヶ月以内に国税総局から発行されない場合は、修正要求は国税総局によって認められたものと自動的にみなされる。

「修正要求」に対する国税総局の決定を(全部)受け入れない納税者は、国税総局の決定を受領した日から 30 日以内に税務裁判所に訴える(Lawsuit/Gugatan)ことができる。差押令状の執行に関して、国税総局に対する訴えを税務裁判所に起こすこともできこの場合の訴えは執行日から 14 日以内に提出されなければならない。

税務裁判所は、6 ヶ月以内に訴えについて判決を下さなければならない。

最高裁判所への司法審査の要求

税務裁判所の判決は、完全な法的執行力を生む最終判決とみなされるが、税務紛争の当事者は、以下の事実が発覚した場合に限り、その時点から 3 ヶ月以内に、税務裁判所の判決に関して最高裁判所に司法審査要請(Judicial Review Request, Peninjauan Kembali/PK)を行うことができる。

1. 税務裁判所の判決が、原告または被告側からの虚証、詐欺、偽造の証拠に基づいたものであった場合
2. 税務裁判所での控訴中に発見されていれば、その判決を左右したかもしれない重要な新事実を証明する書類が見つかった場合
3. 証言の重要な部分が理由もなく無視された場合
4. 要求されなかったものが認められた場合
5. 税務裁判所の判決が明らかに現行税法規定に準じていない場合

司法審査養成は猶予期間内に最高裁に提出されなければならない。上記 1 及び 2 の条件に合致するものはその状況が確認された時点から 3 ヶ月以内、また上記 3、4 及び 5 の条件に合致する場合は、判決が出た時点から 3 ヶ月以内に最高裁判所に提出しなければならない。

連 絡 先

私ども PwC の税務部門は、税務上のあらゆる問題に関して助言と支援を提供し、効率的かつ迅速に貴社の要望にお応えします。

税務に関するご質問・お問い合わせは、以下の各税務分野の専門家、または日本ビジネス・デスクにお問い合わせください。この日本語版の税務ポケットブックについてのお問い合わせは、日本ビジネス・デスクの割石、小林、野嶋、中嶋、志村までご連絡ください。

税務全般 General Inquiries	Ay-Tjhing Phan Runi Tusita Sophia Rengganis	アイチン・ファン ルニ・トゥシタ ソフィア・レンガニス
国際税務 International Tax	Ay-Tjhing Phan Brian Arnold Gadis Nurhidayah Otto Sumaryoto Omar Abdulkadir	アイチン・ファン ブライアン・アーノルド ガディス・ヌルヒダヤ オットー・スマリオト オマル・アブデウルカディル
税務紛争解決 Dispute Resolution	Engeline Siagian Ay-Tjhing Phan Ali Widodo Anton Manik Antonius Sanyojaya Suyanti Halim Adi Poernomo Mardianto Parluhutan Simbolon Soeryo Adjie Sutrisno Ali Dany Karim	エンゲリン・シアギアン アイチン・ファン アリ・ウィドド アントン・マニック アントニウス・サンヨジャヤ スヤンティ・ハリム アディ・ブルモノ マルディアント パルフタン・シンボロン スリョウー・アジ ストリスノ・アリ ダニ・カリム
外国人駐在員所得税 International Assignment Service (IAS)	Abdullah Azis Adi Pratikto Hisni Jesica Christina Tanu	アブドゥラ・アジス アディ・プラティクト ヒスニ・ジェシカ クリスティナ・タヌ
投資 Inward Investment	Adi Pratikto Irene Kurniawan Merry Pakpahan Narindra Krisnamurti Shanty Irawati	アディ・プラティクト イレネ・クルニアワン メリー・パクパハン ナリンドラ・クリスナムルティ シャンティ・イラワティ
買収合併 Mergers & Acquisitions	Brian Arnold Andrias Hendrik Yuliana Kurniadjaja Alexander Lukito Omar Abdulkadir	ブライアン・アーノルド アンドリアス・ヘンドリック ユリアナ・クミアジャジャ アレクサンダー・ルキト オマー・アブデウルカディア
給与計算アウトソーシング Payroll Outsourcing	Laksmi Djuwita Djumanto	ラクスミ・ジュウイタ ジュマント
移転価格 Transfer pricing	Ay-Tjhing Phan Peter Hohtoulas Ryuji Sugawara Hasan Chandra Deny Unardi Ryosuke R Seto Kian Wei Chong Avinash Rao	アイチン・ファン ピーター・ホートウーラース 菅原竜二 ハサン・チャンドラ デニイ・ウナルディ 瀬戸亮介 キアン・ウエイ・チョン アビナッシュ・ラオ

	Dexter Pagayonan Andrew Tanasaleh Irene Dina Augusta Putra Novie Mulyono	デクスター・バガヨナン アンドリュウ・タナサレー アイリーン・ディナ オーガスタ・プトラ ノビエ・ムルヨノ
付加価値税 Indirect Taxes (VAT)	Abdullah Azis	アブドゥラ・アジス
関税 Customs	Laksmi Djuwita Enna Budiman Adi Martanto Irvan Ardi Made Natawidnyana	ラクスミ・ディウィタ エナ・ブディマン アディ・マルタント イルヴァン・アルディ マデ・ナタウィドニヤナ
消費財及び工業製品、並びに 通信 Consumer and Industrial Product, Telecommunications and Communications	Ay-Tjhing Phan Engeline Siagian Abdullah Azis Ali Widodo Anton Manik Hendra Lie Brian Arnold Andrias Hendrik Gadis Nurhidayah Gerardus Mahendra Hanna Nggelan Hyang Augustiana Lukman Budiman Mohamad Hendriana Sujadi Lee Yessy Anggraini Yunita Wahadaniah Fajar Zakaria Oki Octabiyanto Susetiyo Putranto Angga Wardhani Ariel Rahardjo Desy Yanti Esa Perdana Leonard Diky Marlina Kamal Maureen Lesmana Nicholas Sugito Ramaditya A Riani Fitri Richard Jaya William Christopher	アイチン・ファン エンゲリン・シアギアン アブドゥラ・アジス アリ・ウィドド アントン・マニック ヘンドラ・リー ブライアン・アーノルド アンドリアス・ヘンドリック ガディス・ヌルヒダヤ ゲラーデウス・マヘンドラ ハナ・ヌゲエラン ヒャン・オーガスタナ ルクマン・ブディマン モハメド・ヘンドリアナ スジャディ・リー イエッシー・アングライニ ユニタ・ワハダニア ファジャル・ザカリヤ オキ・オクタビヤント スセティヨ・プトラント アンガ・ワルダニ アリエル・ラハルジョ デシ・ヤンティ エサ・ペルダナ レオナルド・ディキー マルリナ・カマル マウリン・レスマナ ニコラス・スギト ラマディチャ・A リアニ・フィトリ リチャード・ジャヤ ウィリアム・クリストファー
エネルギー（炭化水素及び再生可能）、電力及び鉱業 Energy (Hydrocarbons and Renewables), Utilities and Mining	Antonius Sanyojaya Suyanti Halim Tim Watson Turino Suyatman Alexander Lukito Otto Sumaryoto Tjen She Siung Omar Abdulkadir Raemon Utama Rita Susanto Wendra Mansur Alwin Abdi	アントニウス・サンヨジャヤ スヤンティ・ハリム ティム・ワトソン テウリノ・スヤトマン アレクサンダー・ルキト オット・スマルヨト ティエン・シイ・シュング オマル・アブデウルカディル レイエモン・ウタマ リタ・スサント ウェンドラ・マンズル アルウィン・アブディ

	Asshary Arbaa Bambang Sugiarto Fian Leonardo Master Marpaung Vega Ramadhan Verita	アッシャリ・アルバー バンバン・スジアルト フィアン・レオナルド マスター・マルパウン ヴェガ・ラマダン ヴェリタ
金融サービス及び保険 Financial Services and Insurance	Margie Margaret Yuliana Kurniadjaja Khairul Feriyanto Angeline Nikolas Handradjid	マギー・マーガレット ユリアナ・クルニアジャジャ カヒルル・フェリヤント アンジェリン ニコラス・ハンドラジッド
中国ビジネス・デスク	Toto Harsono Ding Tian Chia Ying Chung Jack Yanxioung	トト・ハルトノ ディング・ティアン チア・イン・チャン ジャック・ヤンショーン
日本ビジネス・デスク	Ade Elimin Shunsuke Wariishi Masahide Kobayashi Hiroki Nojima Chihiro Nakajima Iori Shimura Ryuji Sugawara (TP) Ryosuke R Seto (TP) Eri Fuchita (Deal Advisory)	アデ・エリミン 割石 俊介 shunsuke.wariishi@id.pwc.com 小林正英 masahide.kobayashi@id.pwc.com 野嶋宏樹 hiroki.t.nojima@id.pwc.com 中嶋ちひろ chihiro.nakajima@id.pwc.com 志村伊織 shimura.iori@id.pwc.com 菅原竜二(移転価格担当) ryuji.sugawara@id.pwc.com 瀬戸亮介(移転価格担当) ryosuke.r.seto@id.pwc.com 澁田絵理(ディールアドバイザリー担当) eri.e.fuchita@pwc.id.com
韓国ビジネス・デスク	Lok Budianto Taehun Jung Seung Chan Park	ロック・ブディアント テフン・ジュン スン・チャン・パク

PT プリマ・ワハナ・チャラカ／プライスウォーターハウスクーパース

Plaza 89 Jl H R Rasuna Said Kav. X – 7. No.6 Jakarta 12920, Indonesia
PO BOX 2473 JKP 10001 TEL : 021 - 5212901 FAX : 021 – 52905555/52905050
ホームページ(英語) : www.pwc.com/id
E-mail: contact.us@id.pwc.com

This is an unofficial Japan translation of publications in English. Whilst every care has been taken in the preparation of the translation, no responsibility or liability is accepted by PwC Indonesia as to the accuracy of the translation. We would recommend that users should refer to the official English version of the publications in any doubt.

No part of this unofficial translation may be reproduced or distributed by any method without our prior consent.

PT Prima Wahana Caraka
(a member firm of PwC network)

Plaza 89
Jl. H.R. Rasuna Said Kav. X-7 No.6
Jakarta 12940 - INDONESIA
P.O. Box 2473 JKP 10001
Telp: +62 21 5212901
Fax: +62 21 5290 5555/5290 5050
Email: contact.us@id.pwc.com

Pakuwon Center
Tunjungan Plaza 5
22nd Floor, Unit 05
Jl. Embong Malang No. 1, 3 & 5
Surabaya 60261 - INDONESIA
Telp: +62 31 992 45759

www.pwc.com/id

Cover photo by Eurika Savitri

PwC Indonesia is comprised of KAP Tanudiredja, Wibisana, Rintis & Rekan, PT Prima Wahana Caraka, PT PricewaterhouseCoopers Indonesia Advisory, PT PricewaterhouseCoopers Consulting Indonesia, and Melli Darsa & Co., Advocates & Legal Consultants, each of which is a separate legal entity and all of which together constitute the Indonesian member firm of the PwC global network, which is collectively referred to as PwC Indonesia.

© 2018 PT Prima Wahana Caraka. All rights reserved. PwC refers to the Indonesia member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.